

議事日程（第４号）

平成２６年３月１２日（水）午前１０時開議

１．出席議員は、次のとおりである。

１番 村上源吉君	２番 高橋道弘君	３番 高橋真一郎君
４番 鳴原利光君	５番 高橋道也君	６番 菅野清一君
７番 菅野意美子君	８番 新関善三君	９番 菅野正彦君
１０番 黒沢敏雄君	１１番 五十嵐謙吉君	１２番 高野善兵衛君
１３番 石河清君	１４番 遠藤宗弘君	１５番 斎藤博美君
１６番 佐藤喜三郎君		

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩一郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第４０号 平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第６号）（質疑・討論・採決）

議案第４１号 平成２５年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

（質疑・討論・採決）

議案第４３号 平成２５年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

（質疑・討論・採決）

議案第１１号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第７号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例）

（質疑・討論・採決）

- 議案第 1 2 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 8 号 平成 2 5 年度川俣町一般会計補正予算 (第 4 号))
(質疑・討論・採決)
- 議案第 1 3 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 9 号 平成 2 5 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号))(質疑・討論・採決)
- 議案第 1 4 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 1 0 号 平成 2 5 年度川俣町介護保険特別会計補正予算
(第 3 号))(質疑・討論・採決)
- 議案第 1 5 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 1 1 号 平成 2 5 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号))(質疑・討論・採決)
- 議案第 1 6 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 1 2 号 川俣中学校太陽光発電システム等設置工事請負契約の
締結について)(質疑・討論・採決)
- 議案第 1 7 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 1 号 旧川俣精練解体工事請負契約の締結について)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 1 8 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 2 号 川俣町生活拠点形成交付金基金条例)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 1 9 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 3 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的
避難区域の設定による被災者に対する平成 2 6 年度川俣町町税等の減
免の特例に関する条例)(質疑・討論・採決)
- 議案第 2 0 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 4 号 平成 2 5 年度川俣町一般会計補正予算 (第 5 号))
(質疑・討論・採決)
- 議案第 2 1 号 川俣町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サー
ビス事業者の指定に関する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 2 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 2 3 号 川俣町行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 2 4 号 川俣町火葬場条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 2 5 号 川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第 2 6 号 川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 2 7 号 川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

- 議案第28号 川俣町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第29号 川俣町都市公園条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第30号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第31号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第32号 川俣町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第33号 川俣町水道事業給水条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第34号 町道路線の認定及び廃止について (質疑・討論・採決)
- 議案第35号 川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第36号 川俣町合宿所設置条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第37号 川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第38号 川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第39号 川俣町美術館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第44号 平成26年度川俣町一般会計予算 (質疑・付託)
- 議案第45号 平成26年度川俣町国民健康保険特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第46号 平成26年度川俣町介護保険特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第47号 平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第48号 平成26年度川俣町水道事業会計予算 (質疑・付託)
- 議案第49号 平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第50号 平成26年度川俣町奨学資金特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第51号 平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第52号 平成26年度川俣町小島財産区特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第53号 平成26年度川俣町飯坂財産区特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第54号 平成26年度川俣町大綱木財産区特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第55号 平成26年度川俣町小綱木財産区特別会計予算 (質疑・付託)
- 議案第56号 平成26年度川俣町山木屋財産区特別会計予算 (質疑・付託)

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、昨日、延会になりましたので、本日の議事日程については、お手もとに配付のとおりであります。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 菅野意美子君、8番議員 新関善三君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議員の皆様申し上げます。

これより質疑に入りますが、質問に当たっては、予算書等のページをお示しのうえ、簡潔明瞭に質問されるようお願いいたします。なお、複数の質問がある場合は、特に明瞭に質問されるようお願いいたします。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 昨日の議論の中で、重大な間違いの討論がなされているということで、これを容認しておいたんでは、今後の議会運営に重大な支障を来すということから、私はあえて発言をさせていただきたいと思うわけであります。

昨日の議論の中で、議長は議事日程は議運で定めたものだということを盛んに言っておりますが、これは議長の責任を回避する発言だと私は思うんです。川俣町の会議規則第21条並びに第22条では、明確にこれは議長が定めるということになっているわけですね。議会運営委員会に議長が諮問して、諮問を受けたものを議事日程として議長がやると、定めるということが議会の正しいルールなのではないかと思うので、その点については、今後よく精査していただきたいと思うわけでありまして、また、討論の中で、長い間町の財務課長をやっておられた議員さんが、議事日程が一事不再議の原則、だから変えられないというような発言をなされているんですね。議事日程が一事不再議の原則で決まったものは変えられないということであれば、昨日の追加もできなくなるわけですし、今日の議事日程の繰り下げもできないということになってしまうんですね。一事不再議というのは、当局から出した議案やなんかを2回も3回も審議してはならないという規則であってですね、議事日程にそれを議事日程があたかも一事不再議だから、これは取り上げられないんだという主張は、これは決して正しい判断ではないと私は考えるわけです。会議規則第22条には、ちゃんと追加や変更が認められるということがうたわれているわけですから、こういうことが議会の場であたかも正しいことかのごとく議論がなされて、それを議長も事務局長も認めてしまうということになったのでは、今後の議会運営に対して大変な支障を来すと思うので、私はこの点についてはきちんと主張

しておきたいと思う次第であります。

- 議長（佐藤喜三郎君） はい、分かりました。この点については、また、整理させていただきます。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、会議を開きます。

日程第2，議案第40号「平成25年度川俣町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） 議案第40号については、いわゆる補正第6号になっているわけですが、補正前の額が我々議会に提示されている額とまるっきり違うんですね。1点だけ申し上げますと、歳入合計額が235億9,600万3,000円というふうになっているんですが、私たち議会で提示された補正前の額というのは、補正予算の第3号で示された227億1,376万7,000円だと思うんですよ。架空の数字をここに議会にもいまだかつて出していない数字を出してこられて、これを審議しろと言われても、だから、この補正前の額はどういう経過でこの額になったのかは議会ではつかめないんですよ。これをどういう審議をしようとするのか、当局の考えをお尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

補正予算第6号の前に、補正予算第4号につきましては、平成25年の12月13日に専決処分を行いまして、今回その専決処分について報告とその承認をいただくことで提案をさせていただいております。その次の補正第5号につきましては、平成26年2月18日に専決処分を行っておりまして、同様に今議会にその報告と承認をお願いすることで提案をしておりますので、それらを踏まえまして、今回の議案第40号の一般会計補正予算第6号というふうになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） ご理解をいただきたいと言われても、補正の4号や5号については、議会としての審議も何もやっていないんですよ。それでやっていないものを、良いんですよ、私は専決だから、議会が否決しようが何しようが、それはそれで効力は発するということは私も分かっています。けども、少なくとも審議に付して、それで次の予算ということになるわけでしょう。そうすれば、順序からいけば、この補正前の額というのは合ってくるんだと思うんです。ところが、これを全然審議も何もしないで、そして、にわかに第5号として出してくるから、全部補正前の額は第3号まで議会としては見てないわけですよ。だから、第3号からここまで補正前の額がどういう変動したのか、克明に説明してもらわなければ、これは審議に入ることはできないでしょう。予算というのは数字の問題ですから、い

つの間にかこんなに膨れたり減ったりしているから、そのことを了解したうえで審議しろという、こんな無謀な審議は議会には認められていないと思うんですよ。予算審議というのは、順序よくやっていかなかったら審議できないと思うので、これについては克明に説明を当局でやらなければ、こういう審議の仕方では進んでいくことはできないと思うので、その辺ははっきりさせてもらいたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 議員お質しの件につきましては、ただいま企財課長のほうから答弁申し上げたとおりであります。これは開催できなかったわけですので、町は地方自治法にのっとっての専決処分をさせていただきました。したがいまして、それは直近の議会で報告することになっておりますので、これも法にのっとった対応として提案させていただいております。したがいまして、議会の中でこれを審議いただく、議会のほうでやっていただくことでお願いしたわけでありまして、私は今、議案でなっておりますけども、昨日、議運なども開催された中での結論となっておりますので、本日、議案いただいていることにつきましては、現時点の中での説明と、そのようなこときり現時点ではさかのぼっていくようなことはないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお尋ねいたします。

まず、補正予算の3ページなんですけど、繰越明許費がここに載っているんですけども、これの庁舎管理費390万4,000円、更に、新庁舎建設事業費6,379万7,000円があるわけなんですけども、これらの内訳がどういうふうになっているのかお知らせをいただきたいと思います。

また、これまでの議論の中で、除染対策事業費等についてはスライド制を用いて単価の見直し等全部反映させましたと、こういうお話ですね。それから、消費税の5%が8%も見ましたということになっているんですけども、そのほかの民生費から始まって災害復旧費まで、これも全部同じような措置をなさっているのかどうか、お尋ねをしておきます。

それから、歳入の8ページに震災復興特別交付税1億6,373万6,000円があるんですけど、これは国庫事業の補助残が特交で交付されるんだということなんですけども、これらの詳細についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、歳入の12ページなんですけど、精算還付金が536万1,000円載ってますが、これの中身は何でしょうか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、歳出のほうは、14ページに庁舎管理費でポリ塩化ビフェニル、これPCBのことだと思うんですけど、これが委託料で載っているんですけども、これ庁舎を解体したときに出たものだと思うんですけど、これ解体事業費の中に入っていないものではないかと思うんですけど、なんで新たにできて予算措置をしなくちゃいけないのかお尋ねをしておきます。

それから、次のページの16ページにスマコミの事業費がありまして、専決補正

したばかりのもの、発電設備接続手数料ですか、更には登記委託料と全額皆減になっているんですけど、これ発電の接続手数料というのは、たぶん事業が始まって売電するからその予算が出て来るのかなと思うんですけど、これがなんで専決補正までして出しておいたのが、急になくなってしまうのかということと、登記委託料というのがあるんですが、これは何の事業でどこを想定して70万円登記委託料を出しておいて、また、今回、皆減するのかお知らせをいただきたいと思います。

更に、20ページですか、農業施設災害復旧事業費2,040万円があるんですが、これもこれまでの議論の中で雪害に対する、農業施設災害に対する補助制度等については多くの議員から議論がされているところではありますが、私もいろんな相談を受ける中で、もう歳だし将来のことを考えると、例えば施設は壊れているから撤去しなくちゃいけないと、でも、いくら補助金をもらっても、もうやめたいという方もいるんですね。そういった農業を再建しないんだけど、撤去はしたいという場合の撤去費用等だけについても、補助対象になるのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

最後に、22ページなんですけど、学校給食費の負担金が180万円ほど減って、逆に協議会の負担金が100万円ほど増えているんですけど、これらはどんな理由でどういうことでこういうふうになったのか、お知らせをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

補正予算の22ページでございますが、学校給食事務諸経費負担金で81万6,000円の減として、まず1点目に、学校給食センター協議会負担金101万9,000円の増額でございますが、福島市と川俣町の共同設置によります学校給食センター協議会予算におきまして、昨年10月からの電気料値上げ等に伴いまして、電気料支出に156万8,000円の不足が生じる見込みとなりましたので、福島市と川俣町の運営負担割合、福島市35%、川俣町65%に基づきまして、川俣町負担分101万9,000円の増額補正を行うものでございまして、本補正予算によりまして、当初の協議会負担金が4,040万8,000円でしたが、101万9,000円を増額し、補正後の額を4,142万7,000円とさせていただくことでご提案を申し上げます。

次に、給食費負担金183万5,000円の減でございますが、これは川俣町の小中学校におけます学校給食費実績見込みにより、183万5,000円の減額を行うものでございます。当初予算額におきましては、小学校年間192日、中学校年間120日で積算してございますが、この間の実績等を見込みまして減額として当初予算額6,009万1,000円から183万5,000円を減額し、5,825万6,000円としようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 20ページにございます農業等災害対策事業についてご質問にお答え申し上げます。

まず、農業災害対策事業補助金として、今回計上させていただきましたのは、あくまでもパイプハウスの資材代にだけする当初考えておりました予算を県のほうで25年度の予算の中で組んでいくという形で、被害内容等を調査しました結果といたしまして70棟、1万1,650平米に関しましての考え方でございました。ただ、昨日の災害対策の中でありましたとおり、国といたしまして今までの既存でやりませんでした撤去費用を見るという形になりまして、県も国に準じて事業のほうに振り替えをいたしますということでございますので、今現在、明確にはなっておりませんが、この予算の中で撤去費用に対して対応し、早急に充てたいという内容で県と協議のほうを進めている段階でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、撤去費用のみに対しては対応できるかということでございますけれども、これに関しましても、撤去の内容として撤去するということは補助対象でやるということで、市町村が基本的には事業主体としてやるということで進めておりますが、内容等詳細についてはまだ明確にされておりませんので、今週中くらいに各農家の方々にはお知らせを出すような形で進めておりますので、その中で整理をしながら、こういったものにも対処してまいりたいと考えておりますので、撤去のみという形ではちょっと今の段階ではなんとも言えませんが、早急に撤去に対しては対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

補正予算書、始めに3ページの第2表の繰越明許費の中で、民生費以降につきまして消費税上乗せ分見込んでいるのかというお質しでございましたが、消費税増税分を上乗せして計上したものでございます。

次に、8ページの交付税の中の震災復興特別交付税で、今回、補正額が1億6,613万5,000円の増額のうち、震災復興特交が1億6,373万6,000円ですが、この中で、さっきの説明で。

○議長（佐藤喜三郎君） 課長、ちょっと中止してください。携帯電話、あの電源を切って会議に臨んでください。

はい、課長、それではお願いします。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 震災復興特別交付税の増額分1億6,373万6,000円のうち、主なものにつきましては、国庫補助事業の町負担分に対する補てんということで説明申し上げましたが、その内訳という質問でございますので、このうち、国庫補助事業の町負担分で措置された分が9,585万円ほどありまして、そのうち一番大きいのが災害等の廃棄物処理事業にかかる町負担分の震災復興特交の措置が4,000万円ほど、それから遊具更新事業の町負担分につきまして2,7

00万円、体育館の2階の外周をウレタン舗装したんですけども、その町負担分につきまして645万8,000円、山木屋小学校の災害復旧事業、敷地と建物になりますけども、それに対しまして413万6,000円、モニタリングポスト設置にかかる町負担分892万2,000円などの積み上げで措置されたものでございます。1億6,300万円のうち、今申し上げました国庫補助事業分が9,585万円ほどですけども、それ以外に税の条例減免、それから中長期職員派遣に伴います人件費の算入などで今回の補正額になったものでございます。

次に、歳入の12ページの生産還付金535万1,000円につきましては、平成24年度の福島県の後期高齢者医療広域連合からの療養給付費負担金の返還金で、24年度、過年度分にかかる精算返還ということで535万1,000円の計上となったものでございます。

次に、歳出になりますけど、歳出16ページの一番上のスマートコミュニティプラン構築事業にかかります発電設備の接続手数料42万円の減、それから登記委託料の70万円の減額につきましては、12月の補正第4号で計上させていただいたそれぞれの手数料、委託料になりますけども、これらの費用につきましては、その後、検討しました結果、新たに設立する会社で対応するということに変更させていただきたいので、補正第6号でそれぞれ皆減させていただくものでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

繰越明許費の3ページの390万4,000円については、PCBの廃棄物の処理委託に伴い、運搬業務を委託するための補正というか繰越明許になっております。これは14ページにも出ておりますが、それと併せまして委託料のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料ということで367万6,000円を繰越明許としております。運搬料については22万8,000円となります。これにつきましては、前回の解体には算入してございまして、今回、処分については県、国の計画によって処分するものでございます。6,379万7,000円につきましては、川俣町新庁舎建設工事設計業務委託料3,796万8,000円と庁舎建設用地調査測量業務委託料157万4,000円を繰越明許としてございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

14ページの庁舎解体には入っていないのかということで、入ってございませんでした。撤去と分別までが解体費にはなっておりまして、今回の処分については、今回が補正に上げるものでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問者にもう一度、答弁するほうが準備。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁整理のため、暫時休議します。このままでお待ちください。
(午前10時31分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前 10 時 33 分）

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、答弁願います。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

先ほど消費税の増税分につきましては、見込んで繰り越ししている旨を答弁いたしました。加えまして物価スライドの分につきましては、県のほうから残工期が2か月以上ある場合につきましては、見直した単価で再度繰り越しするようになるというこの通知が届いておりますので、それらにつきまして詳細未確定な部分がありますので、消費税につきましては上乗せをしておりますけども、今申し上げました物価スライドにつきましては、再度確認させていただいて、この繰越額につきましてはやや多めに計上させていただいておりますけども、それで対応できない部分につきましては、再度見直ししていくということになると思います。今後、確認をさせていただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問させてもらいますが、たぶんね今、そこでいろいろご議論なさったようではありますが、肝心要のこういうのは主管課が企画財政課なわけじゃないですか。そこが認識してなかったということではよろしいんですかね、今の答弁を聞いていると。結局せつかく国が景気雇用、あるいは工事等の不調対策として物価スライドを柔軟に適用して落札量を高めて、なおかつ地域の中でも経済効果が高まるようにというふうに物価スライドを柔軟に対応しなさいということ saying しているわけじゃないですか。これはもうずっと12月後半から始まって1月、2月と議論されて国会でも大変議論になったことですよ。通知も出てるはずですよ、きちっと。そのことが分からなくて繰越明許やったり、入札発注しているということはいかななものかと私は思うんです。本当に認識してきちっと対応してないということではよろしいんですね、今回ののは。これ明確に答弁してください。そして、今後はちゃんと対応すると。漏れているものもあっても、今後は対応するということではよろしいですか。これだけではないはずですよ、ですから。これだけではないんですからね。繰越明許したからどうのこうのではないんだから、2月からなんだから単価書いてあったのは、きちんと。工期がこれから延びるがな、あと前に発注したもので残期間があればというのがありましたよね、通達。だから、2月現在で工期が2か月残っていれば、6月に発注したものであろうと、去年の8月に発注したものであろうと、きちんと見なさいということだと私は解釈しているんだけど、そういうことも含めてきちっと見直しして、それこそ対応できなければ専決補正でもなんでもやって、きちっと平等に取り扱えるように是非やっていただきたいなと思います。

あと新庁舎の建設事業費、これ内訳分からないので、表にして是非出していただきたいんですが、だって、何繰り越したんだか分からなくて、この次議論できま

せんから。なんかさっきの総務課長の話だと3,900万円にしか私はならないんだけど、何を本当に、きちっと何の何が繰り越したんだか分かるようにしてください。

それから、あともう1つ、総務課長の答弁で、新庁舎の廃棄物処分料は8%で計上しましたと言いましたね、消費税は。だから、繰り越すという前提だからたぶん8%で上げたんですよね。そうすると、すべてのものですよ、その8%で計算しているものと、この補正予算第6号でね、8%で考えているものと5%で考えているものが出てくるんだと思うんですよね。だって、工事とか委託は完成が4月1日以降であれば、これ全部8%で計算しなさいですね。だって、物品だって支出負担ですよ、役場の方で3月31日に切ったけど、納品が4月になりました、5月になりましたと言ったら、これ8%で計算するしかないんですよね。その辺は今のお話聞くと、これポリ塩化ビフェニル委託料については8%で計算しているんだということなんだけど、これらに網羅されている予算は5%の分と8%の分と分かれるんでないかどうか、そこもお知らせをいただきたいと思います。

それから、震災復興特別交付税、今、企画財政課長ごちゃごちゃ言ったけど、これちゃんと表にして出すのが筋だと思うんですね、ほんとに全協なのでやっているんだから出してもらいたいんだけど、きちんとした表は出していただけるのかなどうか、それも再質問させていただきます。

それから、14ページのポリ塩化ビフェニル委託料なんだけど、最初契約したのは撤去と分別までだと言いましたよね。だけど、ないじゃないですか、あそこに何も。ポリ塩化分だけ残っているでしょう、残っているということは。撤去と分別までだと言ったら、あそこに山盛りになっていなくちゃいけないですよ、最初の契約。ないでしょう、1つも。だから、処分まで入っていたんじゃないんですかと私は聞いたんですよ。で、PCBの分が当初契約に入っていないとすれば、それは変更でもなんでも、それこそ専決でもなんでもやって終わっているんだものだって、これ解体工事は。だったら、もう12月13日の専決補正でもなんでもやって、これは終わってなくちゃいけない話じゃないですか。当初の契約が撤去と分別までだというのは、どっから撤去して分別したことになるんですか、処分料まで入っているじゃないですか。処分したからないんでしょ、あそこに。昔の旧庁舎のがらくたは。残ったのは、PCBだけなんでしょう。だから、PCBは元々入っていなかったらとすれば、作業としては終わっているんだから、あれ。変更でなんで載っちゃってこないんですか、当初の計画には。おかしいと思うんですよ、私。じゃ、PCBには手を付けないでくださいと言ったら、PCBだけ触られなかったことでしょう、前の解体のときに。やっているうちにPCBが出てきたとすれば、変更で追加して終わっちゃうの当たり前じゃないですか。なんでこの3月の今になってですよ、さら地になったのはとっくの昔じゃないですか、あれ。さら地になったときからこのPCBはあるわけじゃないですか。なんで今、PCBの処分委託料の話になるのか、私は疑問なんです。だから、当初の中で、なんで変更でこれが処理できなかったの

か、そこを明確にさせていただきたいなと思います。

あとスマコミなんだけど、会社で今度やることになったからどうのこうのと言うんだけど、どこの登記委託、登記委託料ということは町のものにするということだと思うのね、委託料払うということは、登記委託料を払うということは。だから、どこの場所を想定して買うだの買わないだのということがあったったのか。だって、用地購入費はどこにも出てきていないんだよ、12月13日だって。用地購入費がないのに、登記委託料だけ出てきているから、私は変だなと思って専決のほうを見ていたんですけど、今度落とすというから、それじゃどこの場所を買うことで、何の登記委託するわけだったんですか。それが分からない。だから、スマコミの全体の計画が我々分からないから分からないんだかもしれないけど、やっている町長は分かっているんだかもしれないけど、どこの場所を想定して、何をするために登記委託をこの70万円上げたったんですか。そして、接続手数料というのは、電気を起こしているから接続テストするんでしょう。年度途中で12月に補正で上げたのが3月までに電気起こして売れるようになると思うんですか。何のための42万円だったのか分からない。だから、落としたんだというだけの話であって、何をどのようにしようとしてこれを上げて、今回は落としたんだという答弁になっていないので、明確にお答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめに、物価スライドの件でございますけれども、大変申し訳ありません。平成24年の3月7日に東日本大震災に伴います県からのそういった物価スライドの運用の通達がございまして、お質しのとおり、認識が不足していた部分もございしますので、再度見直しを行いまして、平等に対応できるように今後、取り扱うこととしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、震災復興特別交付税につきましては、ご要望に添うように一覧にしてお示しをしていきたいと思います。

次に、スマコミの登記委託料でございますけれども、これは土地の登記ではなくて、想定していました新会社設立のための会社の登記の件でございます。今回、それらにつきましては、新たに興す会社のほうで対応するということでございます。

それから、接続手数料につきましては、予定しております太陽光パネル設置箇所から東北電力の送電線のほうにつなげることが大丈夫かどうか、その可能性を調査する手数料ということで、12月の専決予算で計上させていただきましたが、これらにつきましても、新たな設立を予定しております会社のほうで対応するというところで、両方今回落とさせてもらうものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

先ほどの繰り越しの合計で6,379万7,000円ではありますが、先ほど1点漏れておりましたので、川俣町新庁舎建設工事設計業務委託料が3,796万8,000

0円、川俣町新庁舎建設用地調査測量業務委託料157万4,000円、旧庁舎付属建物解体工事費2,425万5,000円で、合計で6,379万7,000円となるものでございます。

14ページのPCB関係でございますが、これにつきましては、処分について26年度ということで県のほうから指示がございまして、25年度予算に計上し繰越明許とするよう、県のほうから指示がありまして、県の指示ということで26年度に処分するということで、26年度が最終になるということで、北海道のほうに持っていくということで、25年度については撤去して分別をしたと。現在、PCBについては保管をしております。ドラム缶のほうに保管をして、今、管理をしているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 解体費には撤去して分別までということでございました。

処分は、25年度で県のほうから指示がございまして、26年度の処分ということになりましたので、今回、25年度に予算を取って、26年度に繰り越しをして、26年度に処分をするということになります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 物価スライドの件については、町長ね、企画財政課だけが分かれば良いとか、原課だけ分かれば良いという問題ではないです。すべてのことなんですから、教育委員会が発注しているのも同じことですから、これ遊具から何から。だから、全庁がきちっとやっぱり国の通達だとか、県の通達だとか、そういうのを分かるように情報共有しないと、町長だめなんです。だから、その解体事業そのものが半年遅れたり、弔慰金が2年遅れたり、1年遅れたりするわけだから。何というの、既存の今までやってきたことをまねしてやっていけばいいと漫然と仕事をしているからおかしいと思うんですよ。どんどんと国は新しい仕組み、いろんな制度を作って出してくれているわけでしょ。それは、決して国にとって都合が良いから出しているだけでなく、議会も含めて、町長も含めてだよ、いろんな要望を各自自治体が挙げて、それに応えるという形で政権が替わろうがなんだろうが、応えている部分はいっぱいあるわけですよ。それを受け取った自治体の事務レベルが、全然消化できなくてぶん投げておくという話はないと思うの。皆さん基本中の基本だから、そこはちゃんとやってもらいたい、町長ね、認識してちゃんとやってください。ここに載っかっているだけの話じゃなく、全部の話なんだから。ここさのっかっている繰越明許の話だけじゃないです、全部のことなんですからね。全課長いるはずなんだから、肝に命じてもう1回自分の仕事を見直すように町長指示してくださいよ、これ。

それから、あと出してくれると言うからもらいますけど、このポリ塩化、PCBの話はね、処分料そのものは直接町が頼んでいるんでしょう。だから、業者との契約は撤去と分別だということなんじゃないですかというの、違いますか。処分そのものは町が言ったんでしょう、廃棄物協会と契約して。ほかの解体と同じじゃない

んですか、違うんですか。ほかの廃棄物解体と同じじゃないですかというの。そうでしょう。町民税務課でやったのはそうじゃないですか。壊すのは業者に頼んで、分別も業者に頼んだけど、処分料そのものを払ったのは、町直接払ったんでしょう、処分場に。だから、庁舎も同じ方式でやったんだと思うんですよ、私。だから、P C Bが出てきたらば、P C Bは特定困難廃棄物なんでしょう、たぶん。だから、それは別個にきちんと隔離して、公害が出ないように隔離してやりなさいということになったわけでしょう、違いますか。だったら、その分だよ、その分ね、ちゃんと工事費上乗せしてやったのかいというの、私は。このP C Bの処分は全く別だという。だから、補正聞いたことないじゃないですか。解体で補正しましたか。P C Bは特定困難配布物だから別に出てきたらば、別に本当はやらなくちゃいけないでしょう。処分料別に載つけるということは、解体費だって別に載っかってこなくちゃいけないんじゃないですか、困難な危ない仕事をするんだから。処分料だけ上乗せになって、分別と撤去の話は上乗せにならないというのは、どこから出てくるんだい。だから、これは26年度で北海道のほうがどうのこうのと、受け入れるのが26年度しかできないから繰り越しするんだというのは、私も理解しているんだよ。だけど、これが別に載っかってくるとすれば、解体撤去のほうだって別に載っかってこなくちゃいけないんじゃないですかというの。ひどい仕事させておいて、それは費用は見ないよと。それでも、処分料だけは別にしなくちゃいけないから、処分料だけは今度約400万円別に処分料を払って、北海道まで運んで行って処分しなくちゃいけないくらいの特定困難廃棄物なんでしょう、指定廃棄物なんでしょう。だったら解体したり、撤去したり、分別したりする作業については、上乗せはないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

解体工事の中には撤去費ということでは計上してございました。今回の処分と運搬については、26年度でやるということで撤去費には入ってございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。町長。

○町長（古川道郎君） ただいま質問にあります、この工事関係であります、議員お質しのとおりでありまして、これから川俣町も新庁舎建設、また、復興住宅等が動くわけありますので、今、非常に具体的な大きな事業に当たっているところでは、この物価の上昇にうんと悩まされております。そういった面で経費の増大が懸念され具体的になっているんでありますが、そういったことについては、町といたしましても国のほうにも強く対応するように要望しておりますので、そういったことも踏まえれば、今言われましたように町として発注する際に、それを十分に徹底してやっていくことが原則でありますので、今後、そのように徹底してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3，議案第41号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，議案第43号「平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお聞きしますが、歳入ね、これ。普通徴収保険料、ページ6、7ページに書かれているんだけど、531万2,000円増えるというわけね。現計予算が2,200万円で、これほぼ4分の1増えるわけね、25%増なんです、これ。提案のときの話を聞いていると、なんか連合会から言われて計算したらこういうふうになったからこういうふうになったんだという話なんだけど、25%と大幅に増えるわけだから、明確な何か根拠、例えば保険者が増えたんだとか何かあると思うんですけど、これの増の理由というのをもうちょっと明確に説明してもらいたいんですが、詳細。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、普通徴収分の5

31万2,000円の増額でございますが、まず、1つには所得の伸びということ
で連絡が来てございます。また、もう1つの要素が、平成24年度保険料負担金確
定による追加納付額分として、これは少額ですけども、22万3,994円でご
います。あとその残りの分が、所得の伸びということでございます。

以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 所得の伸びと一言で言うんだけど、じゃ、どのくらい伸びたの。
だって、課税所得額があるわけでしょう。課税所得額がいくらあったのがこれくら
い伸びたからこれくらい伸びたんだと、こうなるわけじゃないですか。じゃ、課税
所得額はいくら伸びたんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの課税所得額の額でございますが、まだそ
こまでつかんでおりませんでしたので、問い合わせからお答えしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これね、保険料ってたぶん町で取るんでしょう、普通徴収額は。
後期連合組合が直接徴収するんじゃないんでしょう、これ。町が課税して町が取る
んでしょう。だから、連合交付会納付金で今度支出で出てくるわけでしょう。町が
集めて連合会に納付するんですよね、仕組み上。そのときに、この連合会から言わ
れたから500万円増えて、何がどう伸びたんだかは知らないけど、とにかく所得
が伸びたんだと。だから500万円増えるんですから、はい認めてくださいと。認
めることはやぶさかではないんですけども、その詳細が分からなくて、総額だけで
単に500万円伸びたから認めてくださいという、審議をしてくれろというのは、
私は大変乱暴だと思うんですよ。だって、後期高齢の人たちというのは、そんなに
うんと所得が伸びる人たちがいっぱいいるとは思えないんですよ。株式配当やって、
そういうものは別だけど、あとはほとんどの方は私は年金生活者だと思うんですよ。
そういう人々を対象にしている保険なのにもかかわらず、25%も伸びるというこ
とは、どういう社会現象があったからこうなったのかなというふうに思うのは当た
り前の話ですよ、審議する立場で言えば。そこに答える答弁がなくては、審議にな
らんのですよ。そこはちゃんと答えてください。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで休憩いたします。再開は11時15分とい
たします。 (午前11時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午前11時38分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問ですが、大変時間を費やして申し
訳ございませんでした。割合までパーセントについては確認できたんですが、まだ、

金額はちょっとそこまで確認できなかったんですが、割合と要因について申し上げます。

まず、補正前の額の普通徴収保険料の額の算出の仕方ですけども、これは広域連合のほうで震災の影響を考慮しまして、24年度ベースに98.5%での見積もりを行ったということでございます。また、24年度から25年度にかけての実際の平均の所得の伸び率につきましては、17.3%伸びたということでございまして、当初はマイナスで見ておりましたが、実際はプラスになったということでございます。また、その要因としましては、大きな要因が2つほどありまして、1つが、農地除染にかかる所得の伸び、また、東電の賠償による所得の伸びということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、議案第11号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例）」を議題いたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、議案第12号「専決処分の報告及びその承認につ

いて（専決第8号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 何点かお尋ねしますが、まず、13ページに復興町づくり基本計画策定委託料というのがあるんですね。2,800万円ですかね。これは、何を策定するものなのかお聞きをしたいんです。それと、契約もうしたと思うんですけど、契約の相手先、それから工期についてお尋ねをしておきます。

それから、17ページに災害弔慰金3,870万円追加になっているんですけども、議論の中で18件の認定があったと、こういうことなんですけど、今までの総件数、不認定も含めてですね、たぶん見込みでこれ今後のために出したと思うんですが、不認定、認定含めての件数とその金額、それで今後、この3,875万円を増額補正する根拠等について、お知らせをいただきたいと思います。

更に、その下に子どもの遊び場の設計工事委託料というのがあるんですけど、発注年月日、これも発注したと思うんですね。相手先と金額と工期についてお知らせをいただければと思います。

それから、21ページに災害復興公営住宅整備事業費というのがあるんですけど、ここで開発許可申請作成業務委託料という1,000万円載っているんですけど、これも発注したと思うんですけど、発注先と契約工期等お知らせをいただきたいと思います。

それと、これはコミュニティ復活交付金の対象事業にはならなくて、なんでこの町単なのかをお聞きしておきます。

更に、前に戻っていただきまして13ページなんですけど、庁舎の建設事業費で庁舎用地の調査業務、地質調査かな、これ。川俣町新庁舎建設用地調査測量業務委託料というのがあるんですけど、これの業務内容は実際何をやったものなのか157万4,000円で、これ繰り越しになっているんだよね。だから、これ発注したのかということと、じゃ、どこが受託したのかと、工期はいつになっているのかと、業務内容は何かについてお尋ねをしておきます。以上です。

- 議長（佐藤喜三郎君） 答弁願います。企画財政課長。

- 企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

補正予算書の13ページの説明欄のスマートコミュニティプラン構築事業にかかるとご質問でございますが、復興まちづくり基本計画の策定につきましては、特に山木屋地区の置かれている現状を踏まえまして、災害に強い町づくりを目指すほか、再生可能エネルギーを導入して、それらを基盤としたこれからの山木屋地区の復興、発展の基盤となる施設の整備、そこでの農業を中心とした産業の復興、安心して暮らせる生活など、これらを実現するための内容を計画に盛り込んだ策定を行うものでございます。なお、契約の相手方につきましては、戸田建設株式会社で、契約の工期につきましては、平成25年12月17日から26年3月28日までとなって

おります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、準備できたところ。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 災害弔慰金の関係でございますが、申請が3月5日現在でございますけれども、申請が40件、認定が18件、不認定が18件、保留が1件という状況でございます。

あともう1つの子どもの遊び場につきましてはただいま調べてまいりますので、お時間をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 21ページの復興公営住宅整備事業の委託料でございますが、開発許可申請作成業務委託、これ発注先ということでございましたが、入札を3月17日、来週の月曜日に行うということになっておりまして、まだ、業者については確定をしておりません。

なぜ町単なのかということでございますが、事業の準備のためということで、単独費として計上されているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

川俣町新庁舎建設用地調査測量業務委託料でございますが、用地所得、土地収用法にかかる事業の認定申請、開発許可申請等で測量図が必要となるため、調査測量を行うものでございます。発注は、まだしておりません。今回、繰り越しをさせていただいて、26年度の発注となります。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、あと答弁の準備中が2人の課長がありますので、そのほかの質問を受けたいと思いますが、そのほかありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 2人の課長って誰と誰。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長と企財課長。

○14番（遠藤宗弘君） 企財課長がいないところでは、質問ができない。

○議長（佐藤喜三郎君） じゃ、すみません。ちょっとお待ちください。

○14番（遠藤宗弘君） いや、町長いるからいいんでない、提案者がいるんだから。

○議長（佐藤喜三郎君） 大丈夫かな。

○14番（遠藤宗弘君） いや、議長が許可すればおれやるけども。

○議長（佐藤喜三郎君） いや、ちょっとお待ちください。2番議員の分は、答弁保留です。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 13ページなんですけど、町有施設等管理費ということで、工事請負費が642万円取られているんですけど、旧繊維工業試験場跡地工事費ということになっているんですけど、これは今年度いっぱい返還するということは聞いてはいたんですけど、これはすべて終わったのかどうなのか、もうあと先がないわけですので、その辺を確認をしておきたいと思います。

それから、15ページの人間ドックは、いなくて分からないのか。人間ドックの

70歳の人の分ということで、これ非常に去年苦情の電話がわんわんと入った内容なんですよ。その対応が結局悪くて予算で打ち切ったという経過があるので、その後の継続がどういうふうにつながっていくのか、この辺についてちょっと質しておきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

補正予算書の13ページの旧繊維工業試験場整地工事費でありますけども、12月の時点で補正を計上させていただいて専決処分をしておったところでございますけれども、土地を持っている方から、現在この整地に当たっていろいろ要望等もございまして、それらが要望に沿う形で回答できていないということもございまして、まだ、発注できておりません。今後、26年度に繰り越しということでお願いするようになると思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 補正予算を出して繰越明許というのが多々あるんですね。それは至急に必要なものを出していると思うんですけど、この用のないものは、これからはあまり計上しないでもらいたいと思います。補正予算で対応したいから出しているのにもかかわらず、繰越明許になるようなことでは、やっぱりその業務内容が適当でないのかと思いますので、その辺を注意して仕事をしてもらいたい。

以上、お願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 要望でいいですか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、保健福祉課長の答弁が残っていますので、ここで昼食のため、休憩したいと思います。再開は午後1時ということで休憩いたします。

（午前11時55分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） まず、2番 高橋道弘議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の中で、まず、災害弔慰金の3,875万円の補正の内訳でございますが、災害弔慰金の主たる生計者の方2名、500万円掛ける2件ですね。2件を見ています。また、その他の生計者の方が、250万円掛ける9件を見ております。また、傷害見舞金の方で250万円掛ける2件、失礼しました。傷害見舞金の主たる生計者が250万円掛ける2件、その他の世帯が125万円掛ける2件で全部で16件ではございますが、総額で3,850万円でございます。なお、残額が125万円ありましたので、それを控除してございます。

また、子どもの遊び場の事業費の設計でございますが、まず、設計の契約相手方

が、株式会社平木設計事務所で、工期が2月4日から3月27日、契約金額が935万円です。補正が823万1,000円でございますが、先に確保していた金額の残額がございましたので、その残額で対応してございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、2番議員 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお尋ねいたしますが、これ12月13日なんですよ、専決補正したの。それで、庁舎については急いでいるんだと言っているんだけど、さっき認めた6号補正で全部繰り越すんですよ、これね。更に、建設課長から話あった復興住宅1,000万円、開発申請作成業務委託料。これは、これから入札するんだと、12月に予算取ってね。さっきの6号補正で見ると、これはこれから入札するんだけど、繰越明許には載っていないんだよね、さっき認めたね。ということは、これから専決もう1件あるんだけど、いろいろ早く事業を進めたいということで専決だなんだ、補正だとやっても、結局まだ発注していません、繰り越しします。一方、今度は繰り越しにも載っていないで、まだ発注もしていないというのもあるということになると、3月31日での専決での補正予算は繰越額が更に今度増えてくるということになると思うんだけど、どういう調整をしてこの補正予算って作っているのか、その調整のありようが私には理解できないのね。だって、3月17日に入札するんだとはっきりしているんであれば、これが6号補正予算作るときには出していないというのが明らかなかわけでしょう。明らかだったら繰り越しにあげるのが当たり前じゃないですか。あと12月に取った予算が、まだ発注してなくて繰り越しですと、最初から。これも理解に苦しむのね。そして、庁舎は一日でも早くと言っているんだけど、だって、これ発注してなくて、これなんだい、付帯庁舎造るときの測量するんだと言うんでしょう。測量しないで実施設計はできるという話は、おれ聞いたことないんだけど、そこら辺の関連というのはどうなっているのか。だって、測量して全体を把握したから10億なんぼも取って、じゃ、造成費が1億2,000万円だとか当初のところでやっけども、出しているわけでしょう、造成費が1億2,000万円かかるの、いや何がどうのと。だって、まだ測量もしていないんでしょう、これ聞くと、発注していないということは。にもかかわらず、あの場所に造って、3階建てで免震がどうだ、地質調査もこれ再質問だから、全体の庁舎の工程というのはどうなっているんですかというのと、地質調査はほんじゃ終わったんですか。だって、地質調査しなかったらば、工事費なんて出てくるわけじゃないですよ、物建てるんですから。地耐力がどうなのか、ボーリング終わったんですか、これ。あそこの建てる所さ。それね全体の工程と、だから、ボーリングだとかなんだとか、本当に間違いなく町長28年の4月から供用開始だと言っているんだけど、それに間に合うようなスケジュールと事務処理がきちっとなっているんですかということについてお尋ねをしておきます。

あとですね、子どもの遊び場の話なんだけど、これ母子保健費というふうに取り上げられているんだよね。当初予算でやっても構わないんだけど、この予算どりの

は町長ね、都合で勝手にあれかい、性質別だとか目的別って、だから、予算の説明のとき言うわけでしょう、財政課長が。だから、性質的には母子保健費なのかい。目的的には、どこでもいいのかい。だって、新年度予算では、全然違う課に取られているんだよ、この金ね。だから、母子保健費という考え方で子どもの遊び場は造るんだというふうにずうっと補正をやってきておいて、新年度になったら今度全然関係ない課にいつってしまうわけでしょう、その事業執行が。そういうどこにこの予算は取るべきなのかという根本的な予算の取り方については、どういうふうに考えて補正予算作ったり、当初予算を作っているのかお尋ねしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁は。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

全体的なスケジュールということですので、今現在、建物構造や諸室の詳細、また、空調、衛生設備や電気設備などの詳細を検討を行いながら、工事内容内訳書や図面を作成するための時間を要しております。実施設計については、10月末までの完了を予定しております。用地取得の関係では、引き続き地権者の方々と再度交渉していただき、ご協力いただくように努めてまいり次第でございます。土地の取得のための事業認定の手続きに入りたいと考えております。また、併せて土地計画法に基づく開発許可申請手続きも進めてまいりたいと思います。敷地の関係については、旧庁舎付属の建物解体が今回、繰り越しをお願いしてございますが、4月から6月を目途に終了したいと考えております。

続きまして、旧庁舎基礎杭の撤去工事を7月から9月までの予定で組んでおります。敷地造成工事については、9月から12月までの期間を予定してございます。実施設計の終了につきましては、庁舎建設工事の発注準備期間を見たとうえで、平成27年の1月に本体工事の入札を行う予定としておりますので、それに向けて鋭意努力をしているところでございます。

地質調査については、終了してございます。成果品はまだ出てきておりません。成果品はこれからになります。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 補正予算の調整の考え方につきまして答弁をいたします。

事業実施を急いでいるために補正予算をお願いするわけでございますけれども、事業実施に当たりまして、諸般の事情により遅れて繰り越し事業が近年多くなっております。事務に早期着手をして、早期の事業着手に心掛けておりますけれども、現実がそうならないということにつきましてお詫びを申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 自覚はしているんだろうけど、実態が伴わないというか、効果が現れてこないというのが、ここずうっと3年間そうなんですよ。それで、総務課長答弁したけど、いいかい、物建てたりなんだから地質調査をしたと言ったって、成果品が出てこなかったらば、構造計算も何もできてこないじゃないです

か。だって、なんぼパイル打ったらいいのかなどというのは、地質調査の結果で出てくるわけじゃないですか、地耐力の問題なんだから。じゃ、岩盤までぶっ込むのに1本で済むのか、2本で済むのか、3本で済むのか。

それからね、ここに専決補正で言っている委託料は、土地収用法だとか、開発許可を申請するために157万4,000円がほしいんだというふうに説明したんですよ。これが終わっていなければ、次のステップはできないわけでしょう。だから、12月13日に専決補正したんでないかと私は素直に考えるわけです。これはなにもほかの事業に関係なくできる話じゃないですか、測量自体は。それをやらなかったら土地開発許可の申請もできない、収用法の手続きもできないということを言っているわけでしょう。だったら、これが早く終わって、初めて新年度にいろいろ載っている業務が進行できるということになるわけでしょう。それ一緒になって繰り越してやったら、全部12月13日にせっかく専決したって、3か月ぶん投げたおいて、3か月丸々後ろにずっこけるということになるじゃないですか。で、結局実施設計だなんだのとやってみたって、違うところでも聞くけど、やってみたって、地質調査の結果が出てきた、測量図の結果が出てきたとすると、いや、これではうまくないな、ここ直さなきゃならない、あそこ直さなきゃならないといったら、また、ずっこけていくじゃないですか。そういうことでやっていたんでは、なんぼ町長28年4月だなどと言ったって、絶対できないんじゃないですか。なんでこの3か月ぶん投げておく理由があったんですか。今頃とっくに終わっているじゃないですか、これ平面の測量、縦横断の測量するだけなんだべから157万4,000円などという仕事は。なんでこれを発注しなかったのか、そこを明確にお答えください。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

用地取得等がまだ決まっていませんし、そういうこともありましたので、それを踏まえてやらないと測量ができないと。測量は全体の測量を考えておりますので、用地交渉ができなかったと。先ほど申し上げたように、28年の4月供用できるようにやることで今やっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、保健福祉課長、14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 人間ドックの補正予算の関係でございますが、人間ドックの事業につきましては、国保事業分とまた、定住化対策の中で一般会計繰入で行う70歳の無料の事業というふうに分かれてございます。25年度当初につきましては、国保事業の分としまして60名、70歳無料の分として20名ということで見ておりましたが、実際に通知を出して申し込みされ、受診された方につきまして、その結果でございますが、70歳無料の方が20名の予算から56名となりました。また、国保事業の受診者が60名の予算から20名の受診となりましたので、その差額分、町のほうから定住化対策として繰り入れをいただく分としての補

正の内容でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 最初の旧繊維工業試験場整地工事費、これはまだ発注もしてないということなんだけど、議会の答弁では今年度で借地は終わると言っていましたよね、借地契約は。だから、今、発注してないで、来年度も借地契約する考えなんですか。だから借地契約はしないで、工事だけやるということなんですか。これはやっぱり議会の場できちっと答弁している内容は履行してもらわないと、議会での答弁はその場、その場で適当にやっておけばいいんだという解釈で答えられると、これは議会の権威も何もないんですよ。これは来年度はちゃんと返していくんだということがはっきりいくんだかどうか、答えてもらいたいと思うんですよ。

それから、70歳時点での無料の人間ドックというのは、今までは広報程度でやっていて、みんなに知らせないでただやっていたんですよ。それで、決算の中で、こんなばかな話ないべと。個人、個人に案内すれば、もっと受ける人がいるんじゃないかということで案内してみたら、びっくりしちゃったわけでしょう。予算がないからと断ったわけでしょう。だから、断った人に対しては、翌年度で対応するんですということを言っているんですよ。だから、去年断った人やなんかに対しても、案内状はちゃんと出して、そして、全部やらなくちゃならない課題でしょ。それらはやられているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの25年度にお断りした方に対する対応につきましては、昨年中に希望を取りまして、その希望に基づきまして、26年度の予算としては、国保の受診される方として80名分、また、25年70歳で受けられなかった方と26年度70歳の方ということで、160名分を確保しております。合わせて新年度では240名ということで考えてございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 旧繊維工業試験場の整地工事につきまして答弁いたします。

質問にございましたとおり、今年度末で賃貸借契約解除ということで、この予算につきましては、地主とのその後の協議におきまして、返還に際しては原形復旧をして変換するよう、文書をもつての提出が町のほうにございまして、借受物件を原形に回復をして、年度末で賃貸借契約解除に向けて進めていくということで、予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 課長、答弁の内容が質問の。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

今年度末での賃貸借契約解除に向けての工事費でございますけれども、工事が終わらない場合どうするかということだと思うんですが、今後、地主と協議をしてまいりたいと思います、この件につきましては。

○議長（佐藤喜三郎君） そのほか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、この土地については、今年度で賃貸借契約は解除するんだというのが基本的な考え方なんですよね。ところが、まだ工事発注していないということは、結局今年度でどういうふうになるんですかと聞いているんです。解除をして、人の土地だけでも、工事はするんだということなのかどうなのかなんですよ。議会では、今年度で解除するんですということで、賃貸借料は払わないものだとして理解していますよ、私は。それは議会の場でちゃんとそういうふうに答えているわけだから。だから、そういうふうなけじめをきちんとつけるんですかということなの。で、その後、工事はどういう形でやるんですかと。明確に、うやむやにしないでくださいよ、こういうものは。はっきりしているわけだから。だから、それをまずあれだと。

あと、保健福祉課長のほうで出されたように、人間ドックの問題ね、これは健康問題だから、みんな70歳過ぎになれば、我がの身体心配しない人はいないんですよ。だから、今までは周知徹底しないで広報に出ただけだから受ける人がいなかっただけなんです。個別にきちんと指導して、これを機会に身体のことを考えてくださいというきっかけにわざわざ70歳に無料でやっていたわけでしょう。その趣旨をやるということになれば、今年もちゃんと案内もして、是非受けてもらうんだという姿勢で、これで160名で全員受診してもらう体制は取れるんですか。この前は結局は予算を取ってないからと断ったんだけど、実際には医療機関がないからとこう言っていたわけでしょう。医療機関は、どういう体制取るんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

借地につきましては、年度末で返還することで、地主のほうにお願いをしてまいります。工事につきましては、地主の要望もありますので、この整地工事の着手以降の実施につきましても、地主と協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの人間ドックの対応の考え方でございますけれども、まず、通知につきましては、年度早々ですね、4月になって早々に早い時期に通知を差し上げて、受診の申し込みを取るということで、まず、考えてございます。

あと医療機関につきましては、昨年来から数回調整というか協議を行いまして、済生会川俣の中で対応できるように、あとそのほか済生会のほうで受けていたところの団体とかあったわけですが、そちらの方はまた別に調整をしていただきまして、人間ドックの開始の時期と終わりの時期をこれまでより早い時期、また、遅い時期まで期間を延ばしていただいて、その人数を対応できるようにということと協議をしておりましたが、現段階では、その対応は大丈夫だということで回答をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 13ページのスマートコミュニティプラン事業費なんですが、復興町づくりも含めて、これ確か去年説明したままで、この事業全体の枠ね、何も説明されないで、いきなり当初予算の段階で500万円の出資金の話いきなり出てきたわけですけど、この全体像を示されなくて、そこだけ示されたってどうにもならないと思うんですけど、基本的に前回の説明では総額131億円、40名の雇用、野菜工場とか含めて、という話だったんですが、これは戸田建設でやっていることだから別に報告しなくていいということなのかどうなのか、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

予算に計上しております計画策定の委託につきましては、計画書の工期が3月28日までになっておりますので、まとも次第議会の皆様に説明不足ということでお詫びを申し上げますが、4月に入りましたらば、これらの成果につきまして詳細に説明をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうは言いましてもですよ、聞くところによると野菜工場などの希望者はゼロだと。いろいろ話は聞いているんですけど、このトータル的にとにかく131億円投資してって話なんですけど、40名の雇用ってことなんですけど、これは拡大しているのか、縮小の方向に向かっているのか、その目的は何なのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

このスマートコミュニティ構築事業につきましては、その中に産業の復興等の農業を中心とした事業も盛り込んでおりまして、中心となるコア集落を中心とした整備計画というのがこの計画の中身になっておりますので、従来の規模を拡大しての取り組みかどうかというのは、ちょっと事業費的なものは今後になりますけども、そんなに拡大はしてないで、中心地域にコア集落ということで事業計画に盛り込んでくるということで承知しておりますので、コンパクトな事業計画になるということでご理解をいただきたいと思います。山木屋全体ということではなくて、コア集落を中心とした整備計画ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ということは、思い切りちっちゃくコンパクトになるという方向で良いわけですね。

あともう1つは、確か去年の説明会11か所やった区域見直しの説明会の中での59項目の山木屋復興トータルプランというのか総合計画の中で、このスマートコミュニティプランというのは、位置づけはどうなっているんですか。その中の一環としてとらえるのか、それは全く別個だということなのか。そして、その確か去年

戸田建設来て説明した話だと、結構大規模な説明だったんですよね。で、40人の雇用だけど、それ以上の拡大もあり得るみたいな話も確か聞いたような気がするんですけど、それがなんだかだいぶコンパクトになっているような感じがするんですけど、だから、目的と沿うのかどうかということですよ。今の2点についてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

24年度に実施しましたスマートコミュニティ構築事業の実現性可能かどうかという調査事業においては、今、お質しの再生可能エネルギーの利用につきましても、風力の利用とか、地熱の利用とか、太陽光の利用とかいろいろな再生可能エネルギーの種類についても、多くの導入可能性について検証してきたところでありすけれども、今回の基本計画につきましても、再生可能エネルギーにつきましても、太陽光に絞って計画に盛り込んでおりますし、全体を拡大した内容にはなっておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、核となる地域を中心とした整備計画になるものと考えております。なお、帰還再生加速化事業の中に59事業の50番目ということで事業再生支援の項目の中に再生可能エネルギー事業の推進ということで、これらのスマートコミュニティ構築についての事業をうたっておりますし、町の復興計画につきましても事業の中に取り込みまして、より安全で公共施設が充実した町への復興という中のエネルギーと自然調和の環境調和を目指す先進的事業の推進の中に重点事業ということでただいまの過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施ということで、この復興計画の中にも盛り込んで進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7、議案第13号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 1点だけお聞きしたいんですが、先ほども一般会計の専決補正で議論なされましたが、同僚議員が。これ歳入を見ると、一般会計から136万円、人間ドックのために繰り入れますと、こう載っているんですね。ところが、歳出を見ると、9ページですか、その人間ドック委託料は24万9,000円しか上げなくて、みんな一般保険者給付分で111万1,000円がいつちゃってね、人間ドックのこの保健事業費のところを見ると、一般財源と一般会計の繰入金の財源調整をして一般給付費のほうを増やして人間ドックはたった24万9,000円しか増えないということになるんだけど、この辺よく分からないので、分かるように是非ご説明いただきたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、確かに分かりづらいと思うんですが、まず、人間ドックにつきまして当初80名、その中で国保の方で有料の方、この方は1万円ずついただく方が60名で計上、あと20名の方は、これ単価25年ですので3万7,800円かかるんですけども、その方については、60名の方は、町の定住化対策の中でやるということで予算を組んでおりました。20名は国保の予算でございます。それは1万円いただきますので、実際に支払う金額は、人間ドック実施機関に支払うときは2万7,800円となります。実際に通知を差し上げて受診勧奨をしたところ、国保事業の方、国保事業で有料1万円で作る方が60名の予定でしたが、その方は20名になりました。また、70歳の無料の方が20名で予算を組んでました。この部分3万7,800円の予算の一般会計からの繰り入れ20名の方の分を見ておりましたが、その方が56名となりました。その差額の部分としまして今回、一般会計のほうに差額の分の繰り入れということでお願いして136万円が一般会計からの繰り入れということになりまして、なんといいですか、国保のほうはあくまでも1万円をいただいて支払うのが2万7,800円、あと無料ですので、医療機関に払うのが3万7,800円ということでございまして、その調整の中で最終的に136万円の一般会計の繰り入れとなったところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 大変私が理解不足なんだか、頭悪いのか分かりませんが、たぶん全議員みんな分からないと思うんですよ、今の説明では。だから、分かるような資料を是非示してくださいよ。議長のほうから言ってくださいよ。分からないよ、私全然。だって、20人が56人に増えたんでしょう。36人分が3万7,600円増えたから130万円くれろと言っているんでしょう。その分がなんでこの24万9,000円になってしまって、一般の療養給付費が111万円増えるのか私は分からないんですよ。だから、歳入の136万円は分かるんです。だけど、これがなんでこの24万9,000円と111万1,000円に分かれてしまうのかが理解できないから、それが分かるような資料を是非示していただきたいんですが。議長

よろしくお取り計らい願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいま本当に議員おっしゃるとおり分かりづらいということも私もそう思っていましたので、分かりやすい資料というものを作成させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） これは資料あるんだから、そんなに時間がかからないでしょう。基があるんだから。じゃ、休議して待つから大至急。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、暫時休議して今の資料を提出願います。

（午後 1 時 4 0 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後 2 時 0 8 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 先ほどの人間ドックに関する質問でございますが、資料を準備するときに申し上げましたが、大変申し訳ございませんが、まず、ご説明のほうだけさせていただきたいと思います。

25 年度の人間ドック委託料の国保の当初の予算でございますが、まず、国保人間ドック分としまして 2 万 7,800 円、これ受診者の方から 1 万円いただくために 2 万 7,800 円の 60 人分を予算化してまして、合計 166 万 8,000 円でございます。また、70 歳無料の方の分、これは全額無料ということで、1 件当たり 3 万 7,800 円でございますので、3 万 7,800 円掛ける 20 人分で 75 万 6,000 円を予算化してございます。合わせまして国保分と無料化分で 242 万 4,000 円でございます。実際、人間ドックをやった後の金額でございますが、まず、国保の人間ドック分が 2 万 7,800 円掛ける 20 人で 55 万 6,000 円でございます。また、70 歳の方の無料の分が 3 万 7,800 円掛ける 56 人で 211 万 6,800 円でございます。この中で実際の人間ドック実施後の所要額が 211 万 6,800 円でございますので、当初の予算の 75 万 6,000 円を引きますと、一般会計にお願いしてございました繰り入れの 136 万円となります。また、国保の分の 24 万 9,000 円の不足分につきましては、ただいま申し上げた国保の予算分を差し引きますと 24 万 8,800 円となりますが、千円単位で 24 万 9,000 円の増額補正ということでございます。なお、大変申し訳ございませんが、説明資料については後ほどお配りさせていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第8, 議案第14号「専決処分の報告及びその承認について(専決第10号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第3号))」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第9, 議案第15号「専決処分の報告及びその承認について(専決第11号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第10, 議案第16号「専決処分の報告及びその承認に

について（専決第１２号 川俣中学校太陽光発電システム等設置工事請負契約の締結について）」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１６号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１１，議案第１７号「専決処分の報告及びその承認について（専決第１号 旧川俣精練解体工事請負契約の締結について）」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１７号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１２，議案第１８号「専決処分の報告及びその承認について（専決第２号 川俣町生活拠点形成交付金基金条例）」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１８号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13、議案第19号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成26年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例）」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14、議案第20号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 当初予算もあるので2か所だけ聞きたいんですけど、歳入で7ページで歳入でコミュニティ復活交付金と書かれているんですけど、先ほど可決しました基金条例は、生活拠点形成交付金と書かれているんですが、これどっちの言葉で用語を統一していくのか。このコミュニティ復活交付金で入った金がさっき決めた基金条例に入れる金なんですよ。基金条例の言っている交付金と歳入で見る基金の、交付金の名称が違うので、紛らわしいんですよ、非常に。だから、どっちも正しいんだと思うんですけども、たぶん。どっちも正しいんだと思うんだけど、どういこうことこういこうことになるのかひとつお聞かせいただきたいのと、今後はどちらで統一して議論をしていったら良いのか。復興住宅と災害公営住宅の話と同じくなくなっちゃうので、ひとつお願いしたいと思います。

それから、歳出のほうの9番で、川俣町新庁舎建設工事設計業務委託料というのが2,670万1,000円ですか、これは私ら初めてこの前の議論で分かったんですけど、4,200万円は基本設計と実施設計と入っていたんだという話でしたよねこの前の答弁でね。これは実施設計にプラスになるものなのかというのが1つ。そ

れから2つ目は、じゃ実施設計5,000何百万で契約したというんだけど、それはこの金額を合わせて契約したんだと思うんですが、じゃ、いつ契約して、契約期間はいつまでなのか、それをお知らせ、金額とね。実施設計という名前の契約をしているんだと思いますから、じゃいつ契約して、金額はいくらで、契約工期はいつまでなのかお知らせいただきたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

補正予算書の7ページの歳入におきまして国庫支出金、説明欄でコミュニティ復活交付金とございますが、お質しのとおり生活拠点形成交付金、コミュニティ復活交付金どちらも間違いではございませんで、大きい括りでは生活拠点形成交付金大きい括りで、その具体的な事業名としてコミュニティ復活のための復興公営住宅の交付金ということの流れになりますので、26年度以降につきましては、基金が生活拠点交付金ということで設置をしておりますので、26年度の当初予算からはこの基になります生活拠点形成交付金ということで統一してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

この補正につきましては、実施設計に上乘せをするものでございます。契約につきましては、平成26年2月26日、随意契約をいたしまして、平成26年2月26日から平成26年3月31日までということで、先ほどの6号補正で繰越明許ということをお願いしてございます。契約金につきましては、5,040万円となっております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 庁舎の件なんですけど、そうすると、その基本設計プロポーザルやって1,200万円で契約したというのも、この前初めて我々分かったところなんですけど、基本設計20億円の建物造るのに1,200万円で基本設計契約して、あと実施設計は5,000万円だなんぼとなってくるのは、今度は随契なんだと、こういう話ですよ、今の総務課長の答弁を聞く限り。そういうことって、昔ねコンピュータなんか1円入札の0円入札なんてあったけど、だから、最初基本設計取ってしまえば、あとは実施設計だのなんのというのは随契でなんぼでもどんどんどんどんいってしまうという話になるじゃないですか。だから、基本設計イコール実施設計だという根拠はどこにあるんですか、随契になるという根拠は。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

業務の事項にあつては、基本設計における設計図書、実施設計の成果に的確に反映させる必要がございます。また、建築設計業務は本来、基本設計と実施設計が一体のものであり、実施設計業務は基本設計業務の受託者によって引き続き行うことが合理的であると思っております。今回は、田畑設計事務所さんとプロポーザルに

より締結をしております、それを踏まえて今回、随意契約をしたものでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、プロポーザルやる時には、建物が大体国見町の見たって20億円だというのは大体面積からいって想定できる話なんですけど、常識で考えて20億円の建物の基本設計が1,200万円で作れるなどというのは、ちょっと一般常識では考えにくいところですよ。通常3%とかとこう言うわけですから、まあ実施入れたら6から8というのが、安くたって8だ6だとかいう話になるわけですよ、実施設計まで入れたら。そういうことから言うと、あの某雑誌にもいろいろ書かれているようだけれども、川俣町の庁舎の設計プロポーザルについては。その1,200万円というのはプロポーザルのときに、予定価格というのは示してプロポーザルやったんですか、その基本設計の金額というのは示してあるんですか、そのプロポーザルのときに。基本設計はいくらですよというのは示してあるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

示してございません。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第21号「川俣町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお聞きします。

第1条の中で指定地域密着型介護サービス、予防サービス事業者の指定に関する2つ書かれているんだけど、ここに。これに該当する事業者数は、川俣町では実際に何事業者あるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、なでしこ川俣とあと済生会等ですね。あと申し訳ございませんが、全部で5事業所ということでございますが、そのほかの名称がちょっと今忘れてしまいましたので、申し訳ございませんが、5事業所ということです。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第21号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16、議案第22号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第22号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17、議案第23号「川俣町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１８，議案第２４号「川俣町火葬場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１９，議案第２５号「川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２０，議案第２６号「川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21、議案第27号「川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22、議案第28号「川俣町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２３，議案第２９号「川俣町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２４，議案第３０号「川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２５，議案第３１号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第３１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第26, 議案第32号「川俣町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第27, 議案第33号「川俣町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第28, 議案第34号「町道路線の認定及び廃止について」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第29, 議案第35号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第30, 議案第36号「川俣町合宿所設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第31, 議案第37号「川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第32，議案第38号「川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第33，議案第39号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで議員の皆様に申し上げます。

これより平成２６年度各会計予算の審議に入りますが、質問に際しましては、予算書等のページをお示しのうえ、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、各当初予算は、それぞれ所管の常任委員会に付託する予定となっておりますので、したがって、所管事項に関する質問は、担当委員会で詳細に質問されるようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第３４，議案第４４号「平成２６年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。これより質疑に入ります。本案について質疑をどうぞ。

高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君）　端的明瞭にお伺いしますので、端的明瞭にお答えいただきたいと思います。１７ページ、震災復興特別交付税１０億８，３００万円あるんですが、これらの詳細をお聞きいたします。

次に、５７ページ、新庁舎建設事業費があるんですが、これ２４年からずっとこうやっているんだけど、総事業費って１回も提示されたことがないんですね、我々。ですから、歳入のほうでもあるんですけども、継続費か、継続費にもあるんですが、このトータルの事業費がいくらなのか。そして、それが年度別にどういうふうに分かれているのか。そして、その内訳がどうなのかという、この全体の事業費を示してもらわないと、ここだけ出されても何のことだかよく分からないので、是非全体の、国見町さんだって財源内訳から何から出していますから、きちっとそれを分かるものを示していただいて審議をさせていただきたいと思います。

それから、６７ページ、スマコミで複合型施設等調査業務委託料というのがあるんだけど、これ何のがなを造るための何の業務委託をするのか、それをお知らせいただきたいと思います。

それから、７７ページ、１９の負担金補助及び交付金で町長のこの重点事業なんだかどうか分かりませんが、避難者等住宅等取得等支援補助金とあるんですが、１，０００万円ね。この制度の詳細が分からないと、１，０００万円だけ認めると言われても分からないので、制度の詳細が分かるようにご説明をいただきたいと思います。

それから、９９ページには、地域福祉策定計画がありまして、そのほかに高齢者保健福祉計画だとかいっぱいあるんですよね、これ。それらの関連性というのは、どういうふうになってくるだい。福祉関係の計画たぶん今回の予算で言うと、地域福祉計画に高齢者保健福祉計画に介護、あともう１つ何かありましたよね。４つだか作るはずなんだよ、今年度の予算で。それとのそれぞれ関連性というのはどうなってくるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、１１５ページに扶助費で出産祝い給付金、保育奨励金、入学祝い交付

金とあるんだけど、これも制度の詳細が分からないので、制度の詳細が分かるものをお知らせをいただきたいと思います。

あと1つページ抜けたんですけど、消費税の8%導入に伴って、103ページに臨時福祉給付金ってあるんだけど、これたぶん国が低所得者とかそういう人に対して消費税アップ分を補てんするという給付金の中身だと思うんだけど、これも全然我々聞いたことがないので、6,200万円予算計上になっているんだけど、どういう人がどういうふうにもらって、どういうふうな時期設定で交付されるのか是非お知らせをいただきたいと思います。

町長これね、提案がないんだけど、農林水産業費のほうにね。なんか私住民の方に聞くと、町長が行って苗工場だとかなんだとか羽田だか秋山だかよく分からないけど、3町歩誘致してどうのこうのという話が聞こえてくるんですけど、それはなんで今年度予算にないのか。やらないから載っていないのか、なんで出てこないのか、なんか地権者の説明会もやったように私は聞いているんですけど、どこにもこの網羅がないので、その苗工場の話というのはどうなって、なんで載ってこないのかお聞きをしておきます。

所管委員会のは聞くなと言われたんですけど。

○議長（佐藤喜三郎君） あなここで聞いておきたいことは差し支えありません。

○2番（高橋道弘君） 後からいただいたこの補足資料、主な新規事業の概要ということで、本予算では189ページに復興住宅の整備事業費が載っているんですけど、この後からもらった、今日もらったこの公営住宅建設事業費を見ると、測量設計調査委託料、189ページでは6,156万円となっているんだけど、これは全部くくった話で中身見ると、測量地盤調査委託料、基本設計委託料、測量試験委託料があるんだと、こういう話ですね。それから工事請負費は6億5,556万円だとバサッと載っているんだけど、中身これ今日もらったがな見ると、敷地造成工事に建物工事に給排水施設工事に共同施設整備工事とこうあるんです。こういうことなんですね。で、予算ね、例えば一番最初に言った新庁舎のほうを見ると、実に細やかに書かれているわけじゃないですか。何々の業務委託ですよ、何々の設計ですと載っているわけね。なんでこの復興住宅の話になるのはバサッと載ってて、1,000万円の開発許可の繰り越しこれからするわけでしょう。3月17日の先ほどの質問でやると言った。開発許可で例えば庁舎のほうは20万円の県の収入証書貼る予算取ってあるんだよね。20万円開発許可もらうのにね。そして、26年度で何でかんで造るんだと何回も説明しているわけだ。開発許可のは繰り越しして載っているんだけど、20万円の開発許可の印紙代はなくても、26年度にできるのかない、というのが1つの疑問。

あと予算作るのにね、片方はみんなぶんまげて、これ1つ2つ3つの話が測量調査委託料になってるわけだ。工事請負費に至っては、1、2、3これまた4つの工事この中に入っていますということでしょう。これでは分からないじゃないですか。何になんぼ何になんぼと。だから、40戸で6億5,500万円だということは、

1戸当たりに計算すると1,700万円か1,800万円くらいになるんでしょ。だけど、そこから造成工事引いたり、給排水工事引いたり、共同施設整備工事引いたりしたら、なんぼに本当に建物の工事になるのか分からないじゃないですか。だから、これらのそれぞれの委託料の金額と工事の内訳の金額を是非示してもらいたいというのと。あと分合筆必要になってくると思うんだけど、そういうものもなくともいいのかね、さっき言った開発手数料もなくともいいのかね、そういうものも載っけないで26年度やるんだとこう町長提案しているんだけど、本当にやる気があるのかなというのが私の率直な疑問なんです。この予算ではできないんじゃないかと私は思うので、是非町長のご明解なるご答弁をお願いしたいなと、こういうふうに思います。

あとですね、子どもの遊び場が今度なんだか知らないが急に生涯学習課に行った経緯たるはどういうことなのか。さっきも言ったけど、母子保健福祉費に載っていたんだよね、今までの予算はね。今度のはなんだか生涯学習課に来てしまったんだけど、なんで生涯学習課に行くのか、何の理由があるのか、生涯学習課に行くね。

あとですね、一番最初のこの一時借入なんだけど、60億円にしたのを今度40億円に減らすじゃないですか。これ24年の予算審査のときに5億円と出して、再三にわたってできっこないでしょうと言って60億円に増やしたとこですよ。そして、今度40億円に減らすのね、またなんだか知らないけど。だけど、繰越明許費が先ほど可決したもので90億円ですよ。去年は60億円ですよ。それにまた増えるんですよ、さっきの審議からいってらば。そしたらば40億円に減らしておいて本当に今度できるんですかと私はうんと疑問なんですよ。だって、除染が約90億円あるんだよ、これ。除染の90億円はたぶん県の委託料でしょうから、部分払ってできるんですかという問題があるじゃないですか、県の委託料が。完成しない限り県は精算払いしかあと来ないと思うんですよ。概算払いが最初あって。だとすると、80何億円あってだよ、それが。去年だって業者さんに払うのが一時借入やっとして、11月ころに36億円一時借入払ったわけでしょう。去年60億円繰り越し除染やって36億円借りたんですよ。今年80億円の繰り越し除染やって、40億円のこの一時借入できるという根拠について私は直しておくべきではないかなと。いや、皆さん自分の首占めるの好きだから、なるべくぎゅうぎゅうにやるのかなんだか知らないけど、そこら辺本当に検討してやっているのかなと。補正も非常にいろいろ問題あったけど、当初のここは私はなんでわざわざ20億円カットしているのか分からない。繰り越しが伸びているのに、なんで20億円カットしなくちゃいけないのか分からないので、それもどういう根拠でこういうふうに減らしたのか、お知らせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 予算の町の政策の中での質問だと思いますが、今、企業誘致の話、野菜の関係やっております。来ることでの話は詰めているんですが、今、最終段階に入っております。国の6次化の農業についての補助なり、国のほう

の補助も最大限活用して、この再生事業を活用して川俣町に来ていただくための体制づくりをしているところまでございまして、今日は私議会で行けませんが、社長が農政大臣のほうに午後１時から面会に行っているところでもございます。そんなことで具体的にもっとなって、場所等については一度説明を申し上げ、また、会社にも来ていただいて、町内も何度も見てもらっているわけではありますが、そこに変更はないんでありますけれども、ただ、具体的にこちらのほうに出るに当たっての社内の体制づくり、方針は固めたということをしていただいておりますが、この議会でもいろいろ取りざたされておりますが、資材等もどんどん上がってきておりまして、そういった資金面も含めたものの対応、対策について、新たな課題が出ているということでありまして、その辺を詰めているところまでございます。私どもも一緒になって、なんとか会社に来ていただきたいという思いで取り組んでおりますので、これにつきましては、本当に確認でき次第、皆さんに発表できる事態になれば、すぐに総体的な計画の話もしながら、また、地元の皆さんにも具体的なお話をしていくことで今、準備に入っておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめに、当初予算書の２ページ、第４条の中に一時借入金の最高額４０億円の規定ということで、これ大丈夫かというお質しでございますけれども、２６年度の投資的経費全体で１００億円ということで見込みまして、繰越事業等もございますが、全体の１００億円の４割相当の前払いということを見込みまして４０億円と設定したところまでございます。２５年度よりは減らしたところまでございますけれども、これは予算規模的にも２５年度より総予算が減少しておりますし、２５年度の最高借入も先ほどございましたとおり３６億円ということでもありますので、当面、４０億円で減額しておりますけれども、大丈夫かなということでスタートするものでございます。

次に、予算書の１７ページの震災復興特別交付税の内訳という質問でございますが、一番大きいのは、役場庁舎の災害復旧に伴う特別交付税の算入で、額で７億９、２３７万１、０００円を見込んでおります。次に大きいのが、町税の減免による減収見込みで８、４８４万円となります。次に大きいのが、子どもの遊び場にかかる町分の５、１９３万５、０００円。遊具更新事業等にかかります、これはちょっと額が少ないですね。すみません。山木屋の暗渠排水ですね、農地整備と一体で行います暗渠排水等の負担金、これも補助事業で、その補助の残分を町負担ということで、これは全額復興特交３、７５０万円を見込んでおります。それから森林再生事業につきましても、補助残につきましては２、８７２万８、０００円の震災復興特交ということで、これらが主な事業でございます。

次に、予算書の６７ページのスマートコミュニティ構築事業の中の複合型施設等の調査業務委託につきましては、複合型施設として計画しております診療所やデ

イサービスが行える介護施設、一体的な整備、高齢者を中心とした住宅の整備、コミュニティ施設、そういった複合型の施設を山木屋の中心地域に設置するための調査のための業務委託料の計上でありますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の中の子どもの遊び場事業の関係でございますが、これ25年度が母子保健事業ということでございますので、私のほうから申し上げます。25年度につきましては、放射線の影響等に対する不安の解消という観点から、母子保健の事業で対応しているところでございますが、26年度につきましては、復興庁の事業でございます子ども元気復活交付金が活用できる見込みとなりましたので、ただ、子ども元気復活交付金につきましては、復興庁が窓口であります、直接の担当につきましては文部科学省ということになっておりましたので、その中で施設の位置づけも社会体育施設というふうな位置づけであるということでございましたので、そのような予算の計上となっているところでございます。また、私のほうの臨時福祉給付金の関係でございますが、これはまず、対象者につきましては、平成26年度分の町民税が課税されてないもの。ただし、課税されているものの扶養親族を除くというふうにされております。また、もう1つ上乗せの方がいらっしゃいますが、給付対象者のうち、年金の特例水準等の解消等を考慮し、1人につき5,000円を加算とございますが、これは平成24年の年金の法律の改正がございまして、特例水準が解消されることにより、平成25年10月分以降の4月から9月までの額から1%の減額が行われることによる補てんということでございます。給付額につきましては、給付対象者1人につき1万円でございますが、この中身は消費税引き上げに伴うこれ8%の間といいますか、1年半分の食料費の支出増加分相当を見込んでいるということでございます。また、加算対象者、年金の関係の5,000円でございますが、これは基礎年金の平均受給額の減少相当額ということでございます。これらによりまして今回、26年度予算に計上しておりますのは、国の試算に基づきまして1万円の給付対象の方は4,881名、また、年金の関係もこれも国のほうの対象者試算の計算式に基づきまして2,832名分を見込んでいるところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

予算書の115ページでございますが、20の扶助費、出産祝い金及び入学祝い金に関するご質問でございます。町では、出生率等の低下及び人口動態の課題に対応するため、この間、町の定住化総合対策事業に基づきまして各種事業を実施しておりますが、その中の育児環境対策としての保育奨励金、出産祝い金、子どもの医療費無料化など実施してございます。平成26年度におきましては、第5次川俣町振興計画の重要施策にございます積極的な子育て支援の推進に鑑みまして、町の定

住化促進総合対策事業における育児、環境対策として実施しております。第3子以降の出産祝い金を1万円から5万円とするとともに、新たに児童、生徒の健やかな成長を祝い、小学校入学時及び中学校入学時における入学祝い金として5万円を交付し、次代を担う新入学児童、生徒の健全育成の推進に努めることとしたところでございます。予算につきましては、出産祝い金が120万円でございますが、第3子以降の出産祝い金として24名を見込んでの5万円でございます。次に入学祝い金につきましては、小学校1学年入学85名掛ける5万円で425万円、中学校1学年入学時130人で5万円、650万円、合わせて1,075万円の予算措置を講じたところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

予算書の57ページであります。総事業費になりますが、28億9,194万4,000円になります。年度別でございますが、25年度につきましては6,331万5,000円、26年度が13億9,452万1,000円、27年度が14億3,410万8,000円、合計で28億9,194万4,000円となるものでございます。中身につきましては、57ページに記載のとおりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

25年度につきましては、設計委託料になります。27年度につきましては、工事監理、庁舎建設工事、外構工事、重機備品ということで14億3,410万8,000円を計上してございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 189ページの復興公営住宅整備事業費の委託料及び工事請負費の内訳というご質問でございましたが、委託につきましては、地盤等調査が756万円、あと建物の基本設計及び実施設計に5,400万円となっております。工事費の中身でございますが、敷地造成工事として6,480万円、建物40戸ですね、これが5億6,160万円、給排水設備に1,836万円、共同施設に1,080万円という内容になってございます。あと開発手数料がないというようなご指摘いただきましたが、開発の内容が確定次第、予算措置をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問で、地域福祉計画ほかの計画についてでございますが、まず、地域福祉計画につきましては、社会福祉法の第4条の中、また107条の中で、個人が人としての尊厳をもって家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう、自立を支援するための計画ということで定められてございます。また、高齢者保健福祉計画、あと介護保険計画、これは介護保険は第6期の計画でございまして、27年度から3年間でございますけれども、まず、介護保険法第116条第1項に基づき、国のほうで国の介護保険事業にかかる基本方針を定めます。市町村の介護保険事業計画に

つきましては、同じ法律で第117条の中で、1つには区域の設定、また、各年度における種類ごとの介護サービス料の見込み、また、各年度における必要定員総数等について定めることとなっております。また、障がい者基本計画、障がい者福祉計画でございますが、まず、障がい者基本計画につきましては、障がい者基本法第7条の2第1項に基づく工程計画ということで、生活支援や雇用、就業及び保健医療の3分野の計画を作ることとなります。また、障がい者の福祉計画につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項の規定に基づきまして、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作ることとされておまして、市町村計画の中では障がい福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保にかかる目標に関する事項、また、各年度における指定障がい福祉サービス指定地域相談又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等について定めることとなっております。それで、これらのそれぞれの計画につきましては、ある程度共通する部分もございますので、26年度中に同時期に策定することになっておりますが、それぞれにこの計画の中でうたわれるような同様の項目がございますので、それらについては計画策定の中でよく連携をとりながら、策定をしていくことと考えてございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

ページ数が77ページの避難者等の住宅等取得等の支援補助金1,000万円の予算の中身であります。この中身の目的でございます。平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、放出された放射性物質による環境の汚染から避難指示を受けたものの居住に関する支援を実施するというのが、目的であります。川俣町町内に住宅及びその住宅の敷地を取得し、かつ居住する者に対しまして、その経費の一部について町の補助金等の交付に関する規則及びこの要綱に定めるところによって予算の範囲内で補助金を交付するというような目的を持っております。補助の対象でございますが、先ほど目的の中で申し上げました避難指示を受けたものというのが1つ補助対象の方という形になります。あと2つ目としまして、川俣町町内に住宅及び住宅の敷地の取得をした方。3つ目で、店舗兼併用住宅の場合、これは住宅にかかる部分についての補助の対象とさせていただきたいということであります。補助金の金額でありますけれども、その額等につきましては、住宅及びその住宅の敷地の取得価格の課税対象額に対して100分の3を乗じた額以内とするということでございます。これは不動産取得税3%がありますが、その相当額に見合う分と今回、補助金を交付するという中身で実施をするものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長ね、苗工場の話なんだけど、今、最終段階に入っているん

だと、こういう答弁でしたよね。その最終段階に入っているにもかかわらず、議会には場所も分からん、何という会社かも分からん、どういうことをやるのかも分からん。たぶん各課長も知らないんだと思うんですよ、私。だから、民主的にみんなのオール川俣で復興をやるんだとかとこう言ってますけど、オール川俣になりたくないじゃないですか、何も知らないんだから。じゃ、場所はどこなんですか、なんぼの面積なんですか、その雇用効果はどのくらいあるんですか、そのためにはどのくらい工場が来ると言ったらば、どのくらいの期間で入ってくるんですかとこうあるじゃないですか。全部決まってから予算だけ認めろとこう出し方をするから、要らぬ議論と要らぬ混乱を生じるんだと私は思うんですよ。現に地権者の方は集められて説明会を受けているわけでしょう。議員知らないのかいと言われる、知らないよ、我々は。何も聞いたことがありませんよとそんなこと、こうなるわけですよ。だから、庁内も同じことでしょう。じゃ、そのことを知っている課長っては何人いるんですか、苗工場が来るということは。そういうことでは、オール川俣にならんと思うんだよ、町長。だから、庁舎の話もしかりだし、復興住宅の話もしかりだと思うの、私は。だから、町長の考え方をね、最終段階に決まったらば教えるんだという話はないですよ。みんなで知恵を出し合って復興するために26年度予算を作るわけだから、みんなの知恵を借りるためには情報公開するのが当たり前じゃないですか。例えばどこの地区に造るんですか、それは。ということになりますよ。面積はどのくらいほしいんですか、その雇用効果はどの程度認められるんですか、固定資産税はどのくらい入ってくるんですか、農地転用は必要ないんですか、必要あるんですか。いっぱいあるじゃないですか、課題は。じゃ、そのことをどこの部署で進めているのか分かりませんが、どこの部署が担当しているのか私も分かりませんが、町長の頭の中だけで、町長が言っているその会社と議論だけしているのかどうか分かりませんが、まずは町長の復興の進め方ね、それについて反省する気はないのかということと、じゃ、その苗工場については、どこの部署が担当して、どこの場所で、今後どういうスケジュールで進むのか明確にお知らせをいただきたいなと、こういうふうに私は思います。

あとね、一時借入の話だけど、その100億円の4割見ましたと言いますよね。この投資的経費が100億円あるから4割見たという話しましたよね、財政課長。じゃ、お聞きしますけど、キャッシュフロー上36億円借りなければ回らなかったわけでしょう、25年度は。今度は80億円の除染対策事業費が繰り越ししているんですよ。この80億円は、たぶん1回で払うようになるんじゃないかと私は思うんですよ、県との関係で言えば。そしたら、40億円で本当に間に合うんですか。キャッシュフローが成り立つんですかということですよ。決算が成り立ったって、キャッシュフローが間に合わなかったらば、キャッシュフローでつまづいたらば、どこの会社だって倒産するんだから、そういうのを黒字倒産と言うんだけど、だから、そのキャッシュフロー上本当に間違いなく精査しているんですか。当然、予算これから作って可決になれば、いつ契約して、いつ金払ってと支出負担行為の配当

表と支出の配当表計画表作るわけでしょう。そのときに40億円で本当に間に合うんですか、計画になっているんですかということなんです。そのときに川俣町が払えなくて困ったということは、どこに行くかといったら、末端の町民の人たち、末端の業者さんに行くんですよ、全部金が川俣町が払わなかったらば。そしたら、今度末端の業者さんが黒字倒産するようになりますよ。契約上もらうことになっているんだけど、金もらえなくて金払えないんだということになっちゃうんだから。そこをちゃんと本当に精査して間違いはないということなんですかというのが、この一時借入の話ね。

あと総務課長ね、その庁舎の話はちゃんと表にしてもらえないかね。全然分らないですよ、我々。だって、予算決めたって繰り越しばっかりしているわけだから。そうでしょう。みんな繰り越しして26年度に行っているんだよ、25年度の予算はほとんど。だから、実態として実際は25年度予算を取ったけど、26年度に回っているわけでしょう。実施設計委託料から平面図の測量から何から。だから、そこは全体の事業費と財源内訳が分かるようなものを出してもらわないと議論になりませんよ。

そのスマコミね、また3月28日に全体が上がるという話でしょう、財政課長ね、町長進めているんだべけど。3月28日に最終的な計画書が出てくるわけでしょう、補正予算書からいけば。なのにこれは先行するという理由はどこにあるんですか。まだ決まっていないわけでしょう、基本計画そのものが、スマコミの。それなのに、このことだけを先行する特段の理由は何なのか。

それから、復興公営住宅ね、今、建設課長から聞いたけど、おれ聞いたのはこのこともあるんだけど、そういう予算の取り方ってあるのかいと私聞いているわけ。分からないでしょう、これ聞かない限りは、何やるんだか、26年度は。だから、庁舎みたいに細かく取ったかと思うと、片方はバサッと取って、これで認めろという話しているわけでしょう。それはないでしょうと言うの。だから、予算作る企画財政課では何をやっているんだいと私は言えたいわけ。だったら、このように細かく書くべきでしょう、予算の説明の欄のところさ。委託料だけだって3つに分かれると言うんだから。工事費は4つに分かれると言うんだから、そのとおり書くべきじゃないですか。書けば何が抜けているかというのが出てくるわけじゃないですか。それをやらないでつかみ取りして割り算するからおかしくなると思うんですよ。それでね町長ね、40戸造って5億6,000万円のできるのかい、本当に。1戸当たり1,300万円だよ。1,300万円でするんですか。ちなみに今、建設水道課で泊まる場所造っていますよね。あれたぶん1,300万円くらいじゃないですか、宿直の人泊まる場所。似たような金額だと私は思うんだ。一方こっちはね、風呂もちゃんと造らなくちゃいけない、トイレもちゃんと造らなくちゃいけない、台所もちゃんと造らなくちゃいけない。そして、人の居住、今度は仮設じゃないんだから、これでは仮設に毛が生えたような災害公営住宅になるんじゃないかと思うんですよ。5億6,000万円でする町長できると思っているのかどう

だかお聞かせいただきたい。

それから、避難者等のこの住宅等支援補助金なんだけど、これね、今日もらった資料を見ると、得意のねこれ山木屋地区避難者等と書かれているんだけど、この等は誰を指すのかな。例えば町長ね、これ。川俣町は今、何を望んでいるかと言ったら、特に山木屋の人たちの住むところの場所ですよ。だけど、もう一方では、飯館の人も私の知っている知人の人も後庵館に土地買って造成してこれから家造るんだと準備してますよ。本当に川俣町の人口を今増やそうと思ったら、この制度を何も外部の浪江の人であれ、飯館の人であれなんでも拡大してですよ、そして、川俣に住んでくださいというふうな考え方町長持たないのかい、これ。山木屋の人だけなのかい。せっかくのチャンスなんだもの、自分でね、町長が好きな民間主導でこういうのはやらなければならないと前から答弁しているわけだから。今度はなんだか知らないけど私の一般質問で宅地造成やるんだという話に方針転換したことは良いことだけど、じゃ、浪江の人、葛尾の人、川内の人、飯館の人、川俣町に土地買ったときには、この該当になるのかならないのか、そこのところを明確にお答え願いたいと思います。

あと、入学給付金の話だけど、これも同じだけど、年度途中で戻ってくる人いるかもしれないじゃないですか。1年生に福島に上げたったんだけど、除染も進んだし、いろいろ家庭の問題もあるから川俣にそれじゃ戻りましょう。じゃ、年度途中に来た人には、あげないんですかあげるんですか。出産祝い金はもちろん生まれたときしかくれないんだべから、そのときの所在の町村でやるんでしょうけど、1年生というのは1学年あるわけだから、これ入学祝い金だから、入学時にいる人だけもらうんですか、もらわないんですか。後から来た人ではダメなんですかということの確認しておきたいなと私は思うんです。すべての政策はたぶんね、少子化対策、定住人口を増やしていくというところに大きな課題があると思うんです。その目線に立ったときに、今、考えているシステムで良いのかなという検証のために私は聞いているんですよ。そこら辺町長明確にお答えをいただきたいと思うんです。

あと、子どもの遊び場の話なんだけど、私はあそこに造ることには、基本的にはこれだけ金かけるんだったら、新しく造ったほうが良いんじゃないのかという私の立場ですけど、これ配付して、そしてこの文部省が窓口だから今度生涯学習課にいったという話をしましたよね、今。これ体育施設の設置条例は、いつころじゃ提案に議会になるんですかね。それもお聞きしておきたい。だって当然、条例で定めるようになりますよね、体育施設として。文科省だったら余計うるさいところだから、きちんと条例ないと金くれないぞと、こういうことになると思いますから、それもいつころになったら定めることになるのかということです。なおかつねこの出産祝い金で25人と言いましたよね、予算で取っているの。ということは、町長25人しか今年子ども生まれないという前提でこれ予算できているということです。でも、過日の質問で同僚議員は、妊婦手帳もらった人はもっといと言いましたよね。なんで出産祝い金25人で間に合うのかね、25人しか生まれなくて良いとい

う前提なのか、できればもっと来てもらいたいから１００人取っていたとか、６０人取っていたとかなら分かるんだけど、２５人と言いましたよね、さっき。なんで２５人になったのか、その経緯もお聞かせください。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁は休憩後にもらうことにします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は３時４０分といたします。

（午後３時２２分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後３時４０分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を願います。町長。

○町長（古川道郎君） ただいまの質問に答弁を申し上げます。

あの秘密裏ではないんでありますが、会社のほうからまだ名前を言わないでくれということでありまして、私も早くこういったことは皆さんとともに共有して進めたいと思っております。ですから、それが出次第、早速議会のほうにも真っ先にお知らせをしながら、地域の皆さんと一緒にやって取り組んでいきたいと思っております。上場している会社でありまして、育苗の苗を作る会社であります、接ぎ木をして、トマトとかなすとかきゅうり、かぼちゃ、そういった接ぎ木でありまして、全国のシェアの約６割強を占めるような会社かな。東北の拠点にしたいということなんでありまして、今、国のほうで計画としてやっている６次化の事業についても取り入れることで、今、関係の農政局なり農水省などと話をしております。私もこういう状況でありますから、せっかく来てくれる会社でありますので、最大限に国の補助を使えるものは使えるようにということで取り組んでおりますし、地元にとっても私はプラスになるものだなと思っております。雇用的には、短期的には、短期というのは３年ぐらいの短期でありますけども、正社員は１５名くらい、雇用の期間も入れれば４０名くらいと。中期的には３年から５年の間には、それを５０ぐらいに増やす。そして、それを長期的５～１０年の間には、１５０ぐらいまで持っていきたいというような話はいただいております。前に羽田の説明の中にそういう名前等は出せないのを出してはおりませんけども、あそこは約３町歩であります。そこは見ていただきましたので、用地面積は約３町歩となります。これも３町歩となりますと、造成するにもかなりの金額がかかるということも想定されておりました、そういったことについても計算をしながら、その投資額等も含めて、まだ、町のほうでも土地を譲っていただくわけありますので、そういう買収費もございますから、当然、議会の皆さん方にもお諮りして、それは決めなくちゃなりませんので、そのような概要で申し訳ないんでありますが、しばらく時間をいただいて、本当に早く私もお知らせしてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、定住関係の不動産取得関係であります。これは山木屋の方だけじゃなくて、

これは飯舘も櫛葉も浪江もですね、避難されている方が川俣町に土地や建物を求めた場合に補助しようという考えでございますので、なお、詳細については、そういう冊子というかパンフレットを作りながら、周知させていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

はじめに、一時借入金の限度額についての質問でございますけれども、26年度の当初予算上の限度額につきましては、25年度の実績や26年度につきましては、繰越事業も含めた全体事業費などから限度額を設定したものでございます。ただ、ご指摘のとおり、除染にかかる繰越額が多額になっております。小神地区については早めの事業完了が見込めておりますし、ほかの地区におきましても、できた部分について早期に部分払いを業者さんのほうに行いまして、これに伴う補助金の概算請求なども行いながら、支払時期を集中しないように配慮を行って総合的に支払時期等を勘案をして集中しないように対応して限度額を設定をしたということでご理解をいただきたいと思います。なお、ご指摘いただいたとおり、支払先に迷惑がかかることがないように十分対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の複合型の施設調査業務委託料の予算取りの件でございますけれども、本事業につきましては帰還再生加速のための重要事業ということで認識をしておりまして、早期に事業に着手する調査費ということで当初予算に計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

庁舎の建設事業費の内訳については、後で示していきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問の出産祝い金と、入学祝い金についてのご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの説明の中で、出産祝い金につきましては、26年度当初において24名の計上とお話しさせていただきました。この24名と申しますのは、この間の定住化の事業と同じように、出生数は減ってございますが、第3子以降に対する出産祝い金として措置をさせていただいておりますので、この間、過去4～5年の第3子以降の出産祝い金の件数を見ますと15～16件となっておりますが、平成25年度の2月末現在、19件、第3子以降の出産が19件ございましたので、それに合わせて当面24名と措置をさせていただきました。また、不足が生じる際は補正予算等をお願いをする考えでございます。なお、入学祝い金につきましては、基本的には小学校入学時及び中学校入学時、いわゆる義務教育就学時におけるお祝い金という考えでございますので、年度途中における該当児童の入学に際しましては、交付することとしてございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野雅直君） 子どもの屋内運動場の設置条例は、いつできるのかのご質問に答弁を申し上げます。

この条例につきましては、今あります川俣町社会体育施設の設置条例を改正して盛り込む考えでございます。時期的には、早ければ6月の議会に向けて提案できるよう進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご答弁申し上げます。

189ページ、復興公営住宅整備事業で建物の工事費5億6,160万円と先ほど答弁しましたが、40戸の住宅、この値段でできるのかというご質問でございますが、1戸当たり約80平米で、単価的には1戸当たり1,400万円を見込んでおります。この単価でできるかと思いますが、この予算でできるよう設計に当たります。ましては検討を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の臨時福祉給付金の転入された方の対応の関係でございますが、まず、支給対象者が平成26年1月1日現在、住民基本台帳に登録されているもの。また、平成26年分の町民税が課税されていないものという要件がございまして、その後ですね、26年分の所得課税の確定の関係でいきまして、申請時期を7月というふうにそれぞれの市町村想定されておりますので、具体的なその後の転入提出の取り扱いについては、その後の県の会議の中で具体的に決められることとなっておりますので、ただ、該当はそれぞれ国内に住んでいる方で、26年1月1日現在に住まわれている方は、すべて要件を満たせば該当にはなりますので、細かい事務的な取り扱いにつきましては、今後の中で整理されることとなっておりますので、よろしくお願いします。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 最後にね、町長。事業の進め方でね、その秘密にしたいわけではないんだということなんだけど、秘密にしくなくともね庁舎の話にしても復興住宅の話にしても、なんだかさっぱり分からないうちに既成事実だけがポツンポツンポツンと積み重なっているというのが、我々、特に私なんかは議会の議員としてながめたときには、どこで決まったんだか分からないことがどんどん積み重なっていくというのが実感ですよ、はっきり言って。それで、例えば復興住宅で言うと、じゃ1,400万円で造るように頑張るんだと担当課長は言うけども、若者であれ高齢者であれですよ、今、車一家に1台などという家はほとんどないじゃないですか。大体1人1台の時代なわけだから。ましてや山木屋の方々は車で日常生活やってきたわけですから、車の台数というのは必ず2台、3台になりますよ。そういうときに、1台しかなくてね、前も言ったけど、ふもとがわの雇用促進できたときだってね、あそこの駐車場で足りなくて、町に要望があって町が隣の土地を借りて、町が駐車場を造って、利用者のために駐車場を造ったという経緯があるわけじゃないですか。そういうことからいけば、今、新しく造るところで1戸、1台などとい

う駐車場スペースで敷地計画を考えるなどという事態が、私は非現実的だと思うんですよ。その辺は町長ね、柔軟に今後対応していくんだということであれば、それはそれで納得するんだけど、40戸にこだわって、誰も入りたくない、入ったんだけども不便でしょうがない。また、金出してどっかに駐車場を借りるなどという、そんなことにならないように是非町長ちゃんと進めてもらいたいというのが基本です。これは精練に造ろうがどこに造ろうが、同じことです。やっぱり実態の生活にあった復興住宅にしなければ話になりませんから、そこはちゃんと考えてもらいたいと。

あと、この避難者等の住宅等取得支援補助金だけど、これすべての避難者が対象だということなんで私は大変良いことだと思うんですが、その実施時期ね、さかのぼってやるのか、これから4月1日から以降の人だけ対象にするのか、さかのぼっても該当させるのか、ここははっきりしておかないとまずいと思いますので、町長の口からですね、どういうふうになるのか、是非さかのぼってやっていただきたいと私は思うんだけど、そこはどっちなのかははっきり明確に答えをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

まず、さかのぼってやることについては、3月11日に発生しているわけでありますから、平成23年の3月11日以降に川俣町に求められた方については対象にしていくと、そんな考えであります。

また、この復興住宅でございますが、駐車場の問題も指摘されているようなことで言われるような内容でありますので、また、精査しながら国のほうとも要望活動をしていく考えであります。

また、雇用促進のときもありました。そういった意味では、じゃどうするんだいとなったときには、やっぱり駐車場必要なものは、町としても確保することをやっぱりしていかなくちゃならないと、そんな考えでもおりますので、両方含めながら、この復興住宅、住む方の不便を来さないように考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 商工費関係なんですけど、今年1月31日に商工会の不正経理等ですか、県のほうに中間報告出していたと思うんですが、今年度は通常の予算編成になっているんですが、その後の商工会の動向ですか、そういったものはどうなっているんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁申し上げます。

商工会におきましては、現在、商工会を中心に、また、商工会連合会ともに調査していると伺っております。現在も調査中であり、詳細についてはまだ明らかにはなっておりません。今回、26年度当初予算におきましては、商工会への補助金等

を例年どおり組んでおります。こちらにつきましては、まだ、商工会の動向が明らかになっておりませんので、現在までは26年度の予算につきましては、通常どおり支援するということで考えております。動向を見極めながら、こちらについては、町の対応についても考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第35，議案第45号「平成26年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第36，議案第46号「平成26年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 59ページの歳入ですけど、一番下に介護保険災害臨時特例補助金というのがあるんですが、これが前年度に比べて当初予算ベースで2,800円減ると、こういうふうになっているんですね。これの減額というのは、避難している人の関係なのかなと思うんだけど、避難者の数はそんなに減っていないのに、なんでこの大幅減額になったんだか、その根拠をお知らせいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問、59ページの介護保険災害臨時特例補助金の2,825万8,000円の減額の関係でございますが、これにつきましては、前年度につきましては町民が全員被災者ということでの1割分を見込んでおりましたが、25年度中に国のほうに対しても直接その分の補てんということで要望してまいりましたが、なかなか厳しいというふうな状況がございましたので、

保険料の減免というのは継続しておりますが、歳入としては厳しく見るべきということで、今回は見ませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私が頭悪いだかなんだか分かりませんが、私分かりませんって、そういう答弁では。町民全員が対象だったから7,220万円もらえたのじゃ。で、今度全員ではないから4,300万円に減らしたというわけなの。全員でなかったら、山木屋の人だけだったらもっと減ったっていいべと思うんだね、おれは。だからその、なんでこういうふうに減るんですかと説明してもらえれば良いだけだよ。例えば介護保険加入者が4,850人いるのかな、1号徴収で、たぶん。4,850人掛けるなんぼで減免したんだけど、前の年は今度は補助金もらったんだけど、今度なんぼになったからなんぼだとかとあるんでしょう、何か。なんだか知らないけど論文調で言われたって、数字の話をしているんだから、数字は根拠があるんですから、足し算、かけ算、引き算すれば大体出てくるわけじゃないですか、予算作るということは。それを言ってもらえれば分かる話ですよ。哲学問答した答弁されても困るんですよ。ちゃんと答弁してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この介護保険災害臨時特例補助金4,398万2,000円でございますが、前年度は7,224万円で39.1%減ということで見ましたが、25年度の当初予算には全町民1割減免の額を含んで算定をしておりましたが、26年度につきましては第1号保険料減免措置分としまして2,196万1,000円、これは1月現在の実績より推計してございます。第1号被保険者減免措置分としまして2,196万1,000円で、これは今年の1月現在の実績による推計でございます。また、利用者負担軽減につきましては2,202万1,000円でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） かけ算は分かったんですよ、かけ算して足し算するとなるんだこれ。だから、じゃ、7,200万円のときはどういう計算をしたの。だから、国が勝手に減らしてきて、こういうふうに算定しなさいということになったんですか。そうでしょう、今まで国が、これは国からもらうお金なんでしょう、違うんですか。国からもらう金なんでしょう。だから、去年はどういうふうに認められたの、そのことを。去年はどういうふうに認められたのが、今年はこれしか認めてくれないというからこういうふうに計算したんだというふうになるならまだちょっと分かるんだけど、そこはどういうふうになっているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、25年度の当初予算の段階では、その1割減免分につきましては、国のほうに強く要望して補てん

をしていただくというふうな観点で、その1割減免分の補てん分も見たところでございますが、25年度中にいろいろと直接国のほうにも要望しながら協議をした結果、該当しないというお話もございましたので、26年度につきましては、避難区域の方の分のみということで計上いたしたところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、国のほうとしては、もう原発被災者は、もう原発は終わったんだという姿勢に立っているわけですね。しかし、この福島県は、まだまだ原発被害というのは拡大しているんですよ。だって福島第一原発、ただけで分かるでしょう。どんどんどんどん今まで隠していたものが明らかになったり、汚染水はどんどん漏れだしてきているわけです。手を付けられない状態だということが明らかになってきた。だから、川俣町の住民はすべて被災者なんだという観点からこの問題は取り上げたわけですね。そういう立場に立てば、国がだめだと言っているからだめですよと引き下がるような内容じゃないでしょう。保健福祉課長が国の出先ならこれ分かるよ。住民の命や暮らしを守るということを使命として働いている人でしょう。そのことはもっとね、国ときちんとわたりあってもらわなくちゃこれどうにもならないですよ。あんた個人の問題じゃないです、それは。だって、今までは町長も認めてそれでやってきたわけでしょう。そういう立場に立った編成をしてもらわない限り、町民は救われないんですよ。その辺について、ちゃんとどうなっているのか答えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、国に対しての要求というものは継続してまいりたいと考えてございます。予算については、25年度の状況を踏まえながら立てた予算を編成するものでございますので、予算はこのとおり編成したところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、国のほうでだめだと言うからだめなんですということになれば、今の福島県は救われないんですよ。そういう立場には立ってないでしょう。この原発被害というのは、そんな単純なものではないんですよ。安倍首相みたく汚染水はすべてブロックされていますなどと言ったって、誰が信じますか。あんただって信じていないでしょう。こういう嘘つきの政権の言うことを聞いているわけにいかないじゃないですか。もっと住民の立場に立ってやっぱりきつくやってもらうし、やっぱり庁議やなんかでその問題をどう取り上げるのかと、どう取り組むのかと。国がこう言っているからこういう予算組みましたでは済む内容じゃないでしょう。最初から白旗上げて、さあ、なんぼかでもいいからよこしてくなんしょと言ってよこす政府ですか。それは取り組みの仕方が間違っていると思います、それは。いろいろ議論したうえで、議会も議論をして、こういう手だてがあるんじゃない

いかと、当局の問題じゃないですよ、議会で議論して、議会にちゃんとこの手だてだったら国だってちゃんと認めると言っているでしょうということで作った取り組みでしょう。そのことをなに首ひねっててはだめだで。議会がちゃんとこの方向だったらやれるんだからやりましょうということになったんですよ。それをただ勝手に国が言っているからといって、元に戻しますなどということでは、議会としては了解するわけにはいかないと思いますよ。再度検討してもらいたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、国に対する要望につきましては、25年度におきましては、文書のほうで当初要望していたと思いますけども、私のほうでちょうど国の方と直接、厚生労働省の方と協議をする機会がございまして、そのときも強く要望をしたところでございます。ただ、現実の問題として、なかなかそれは困難であるということがございまして、ただ、要望としては継続していくべきと考えておりますが、予算を作るうえでは、やはりこれまでの実績に介護保険の場合特に歳出給付金がどうなっているというこれまでの実績に基づいてやりまして、そのほか法定の負担の割合で組むこととなっておりますので、そのようなことで26年度の予算は組んだところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、今までの経過を考えれば、これ町の姿勢そのものなんですよね。これ町長からきちんと言ってもらわなければ困ります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 申し上げます。

この国のほうの関係については、強く強く要望活動をしております。そんな中で今回の予算についてはただいま課長が申し上げましたように、まず、予算でありますので、現実的な負担割合もございます。そういった意味では、今回の予算はこのような形で組まざるを得ないというようなことで組んだ経過がございますので、議員の皆様方からいろんな面で骨折りをかけながらやってきた経緯がありますが、国のほうの動きというものについては、川俣単独ではなくて、これは全国的に、全国的にこれはやらなくちゃならないわけですので、私どももその中では川俣町としての要望はしっかりと訴えて今後も取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 町長、経緯はご存じだと思いますけど、川俣町としてやったんですからね。福島県全体としてこうやるとかという話ではないわけです。だから、さっきから議論されている災害公営住宅という名の仮設住宅まで造るわけですよ、1棟1,300万円。こんなものは仮設住宅以外あり得ませんから。そういう姿勢そのものを問うているわけですよ。安倍君と同じ話になっちゃうよ。被害者なんで

す、町長、川俣町は。明らかに法律も制度上も、歴史上も。もう1回その姿勢はつきりしてください。お願いすることじゃないですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 立場的にはそのようなことでございます。ですが、今回の予算編成については、ただいま申し上げたとおりであります。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第37，議案第47号「平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第38，議案第48号「平成26年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第39，議案第49号「平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第40, 議案第50号「平成26年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第41, 議案第51号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第42, 議案第52号「平成26年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第43, 議案第53号「平成26年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第44、議案第54号「平成26年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第45、議案第55号「平成26年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第46、議案第56号「平成26年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) ここで総務課長から、先ほどの質問の中で書類を配付したい

書類が出来上がったということですので、もう少しお待ちください。

じゃ、係長、配付してください。(資料配付)

○議長（佐藤喜三郎君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、総務課長から説明を受けます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 先ほど2番議員の答弁の中で、庁舎建設事業費の内訳について配付するというので今、配付してございます。

総事業費が28億9,194万4,000円ということになります。財源内訳についても詳細に書いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 皆さんのお手もとに先ほど資料の請求がございました補正予算の第6号の歳入補正のうちの震災復興特別交付税の内訳ということで、補正額ではなくて補正後の現計予算額ということで、全体の額でお示しをさせていただきました。総額3億8,549万4,000円、第6号補正で震災復興特別交付税を見込んでおるところでありますけども、内訳といたしましては①の国庫補助事業にかかる町の負担分9,585万円、内訳は記載のとおりでございます。次に、②の中長期職員派遣にかかる人件費分、③として職員採用、これは原子力災害対策課や廃棄物処理に伴います町民税務課の震災、それから産業課の新規採用分などで6人分該当したところでございます。次に、風評被害対策といたしましては、記載の3つの事業についてそれぞれ算入されたところでございます。次に⑥の税の法令減免が固定資産税の方で4,807万7,000円、⑦の税のうち条例による減免が町民税、軽自動車税ということで9,252万2,000円、町営住宅の使用料等の減免、避難されている方についての393万2,000円、庁舎設計にかかります単独災害復旧費3,100万2,000円、その他ということで合計3億8,549万4,000円が、補正第6号での現計予算額ということで、よろしくお願ひをいたします。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は、終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後4時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 菅野 意美子

同 署名議員 新関 善三